

第3期

菰野町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
菰野町

第3期
菰野町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

菰 野 町

第3期菰野町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

近年、核家族化や少子化の急速な進行、就労の多様化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育てに対する不安や負担、孤立感が高まっており、全国的に児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなどといった状況も表れてきています。このような切実な状況に対し、子どもを誰ひとりとして取り残すことなく、安心して子育てをすることができる環境を社会全体で構築することが求められています。



菰野町では、令和2年3月に「第2期菰野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新型コロナウイルス感染症が世界的に多大な影響を与える中ではあったものの、行動計画に基づき子育て支援の充実や、個々の発達支援の取り組みを推進するとともに、保育園における待機児童問題への対応や子ども医療費助成の拡充など、児童福祉の充実に努めてまいりました。

この度策定しました、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とする「第3期菰野町子ども・子育て支援事業計画」においても、第2期計画の基本理念である「子どもがもつ権利を尊重し、地域で助けあい支えあうまち 菰野」を踏襲し、この町の未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、一人ひとりの育ちを社会全体で支えていくという信念のもと、地域の皆様方と一緒に取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「菰野町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育てに関するアンケート調査」、「パブリックコメント」などにご協力をいただきました皆様にお礼を申し上げます。

令和7年3月

菰野町長 諸岡 高幸

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 菰野町の子どもを取り巻く現状	
I 人口や世帯等の状況	
1 人口構造	4
2 出生の動向	7
3 世帯の状況	10
4 女性の就業状況	12
5 婚姻の動向	14
II 子ども・子育て支援施策の状況	
1 教育・保育の状況	16
2 地域子ども・子育て支援事業の状況	18
III ニーズと課題	
1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	22
2 ニーズ調査結果からわかる課題のまとめ	37
第3章 計画の基本的な枠組み	
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 施策の体系	42
第4章 施策の展開	
I 子どもと親の健康を守る	
1 母子の健康保持	43
2 継続的な育児支援の実施	45
3 医療を受けられる体制づくり	46
II 配慮の必要な子ども・子育て家庭を見守り支える	
1 要支援児童対策	47
2 ひとり親家庭への支援	49
3 子どもの貧困対策	50
4 児童虐待対策	51

Ⅲ	子どもと親の育ちを支える	
1	相談支援の充実.....	53
2	幼児期の教育・保育環境の充実	55
3	放課後児童対策.....	56
4	多様なニーズへの対応.....	57
Ⅳ	地域社会における子育て支援の推進	
1	子育てネットワークの充実	59
2	地域人材の活用.....	60
3	体験・交流活動の促進.....	61
4	青少年健全育成の促進.....	62
第5章	子ども・子育て支援事業の展開	
1	教育・保育提供区域.....	64
2	教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推計	65
3	教育・保育の量の見込みと確保方策.....	70
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	72
第6章	計画の推進	
1	庁内連携体制の構築.....	81
2	地域ぐるみ体制の構築（地域社会全体で支える体制の構築）	81
資料編		
1	菰野町子ども・子育て会議	82
2	策定経過	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成24年8月、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」が制定されました。また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、市町村には市町村子ども・子育て支援事業計画を、都道府県には都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定が義務づけられました。

本町では、住民の多様なニーズに対応し、子ども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に第1期、令和2年3月に第2期の「菰野町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和6年度末をもって第2期計画が終了することから、国の基本指針に基づき、令和5年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果、子どもを取り巻く現状と課題を踏まえた「第3期菰野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

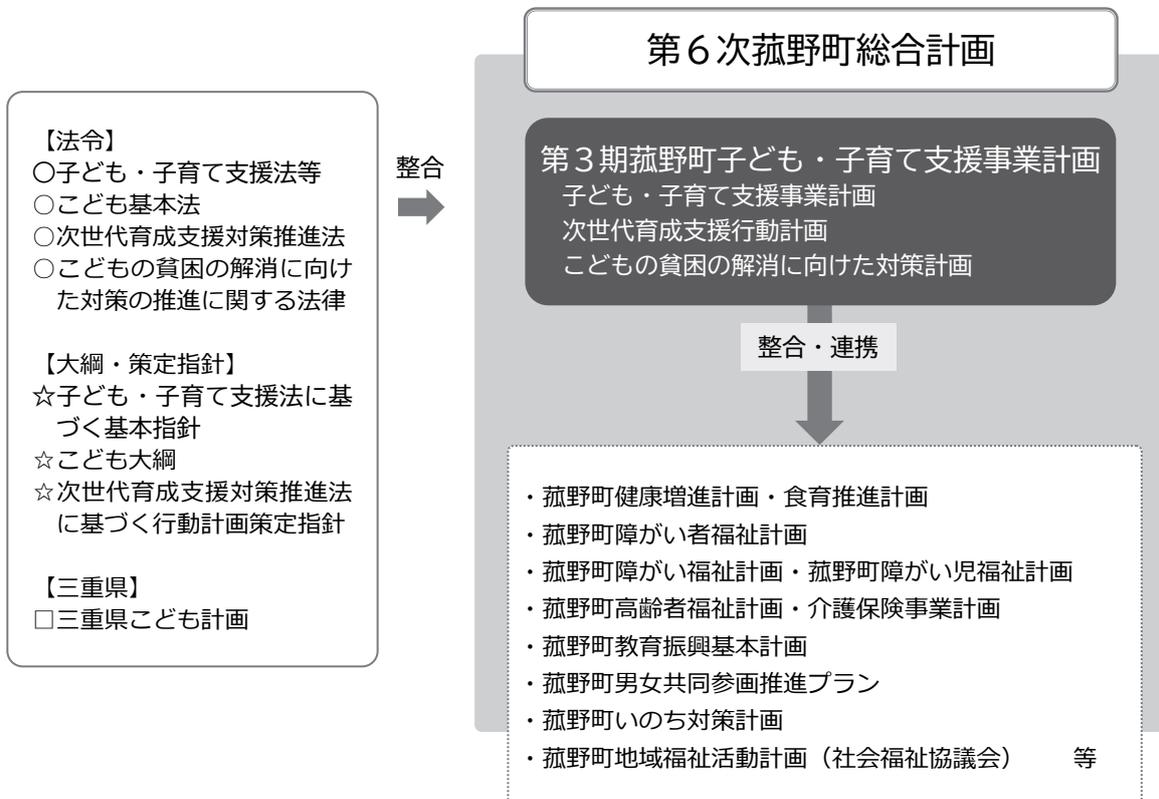
◆子ども・子育て支援等に関する主な動向

令和2年	<ul style="list-style-type: none">・第2期子ども・子育て支援事業計画スタート◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大・「少子化社会対策大綱」閣議決定○社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業の創設等）
令和3年	<ul style="list-style-type: none">○育児、介護休業法の改正（育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等）◇東京2020オリンピック/東京2020パラリンピック・こども政策の推進に掛かる有識者会議を開催・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」閣議決定
令和4年	<ul style="list-style-type: none">◇北京冬季オリンピック◇ロシアのウクライナ侵攻○児童福祉法等の改正（こども家庭センターの設置等）○こども家庭庁設置法公布○こども基本法公布

令和5年	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁設置 ○こども基本法施行 ・こども政策推進会議設置 ・こども家庭審議会設置 ・「こども大綱」閣議決定 ・こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」閣議決定 ・「こどもの居場所づくりに関する指針」「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」閣議決定
令和6年	<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもまんなか実行計画2024」（こども政策推進会議） ○子ども・子育て支援法等の改正（児童手当の拡充、こども誰でも通園制度、子ども・子育て支援金制度の創設） ・「令和6年版こども白書」（初のこども白書）の公表

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」とともに、第6次菰野町総合計画の子育て・教育分野の部門別計画として位置づけられており、町の他の関連計画、県計画との整合を図り、連携して施策を推進します。



3 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中においても計画の見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期菰野町子ども・子育て支援事業計画									
					第3期菰野町子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査等の実施

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、菰野町内に在住する就学前児童（0～6歳）のいる世帯と、小学校児童（1～6年生）のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 菰野町子ども・子育て会議

子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、地域の関係団体や事業者、行政関係機関、保護者等の委員で構成する「菰野町子ども・子育て会議」において、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

広く住民などから意見を聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

第2章 菰野町の子どもを取り巻く現状

I 人口や世帯等の状況

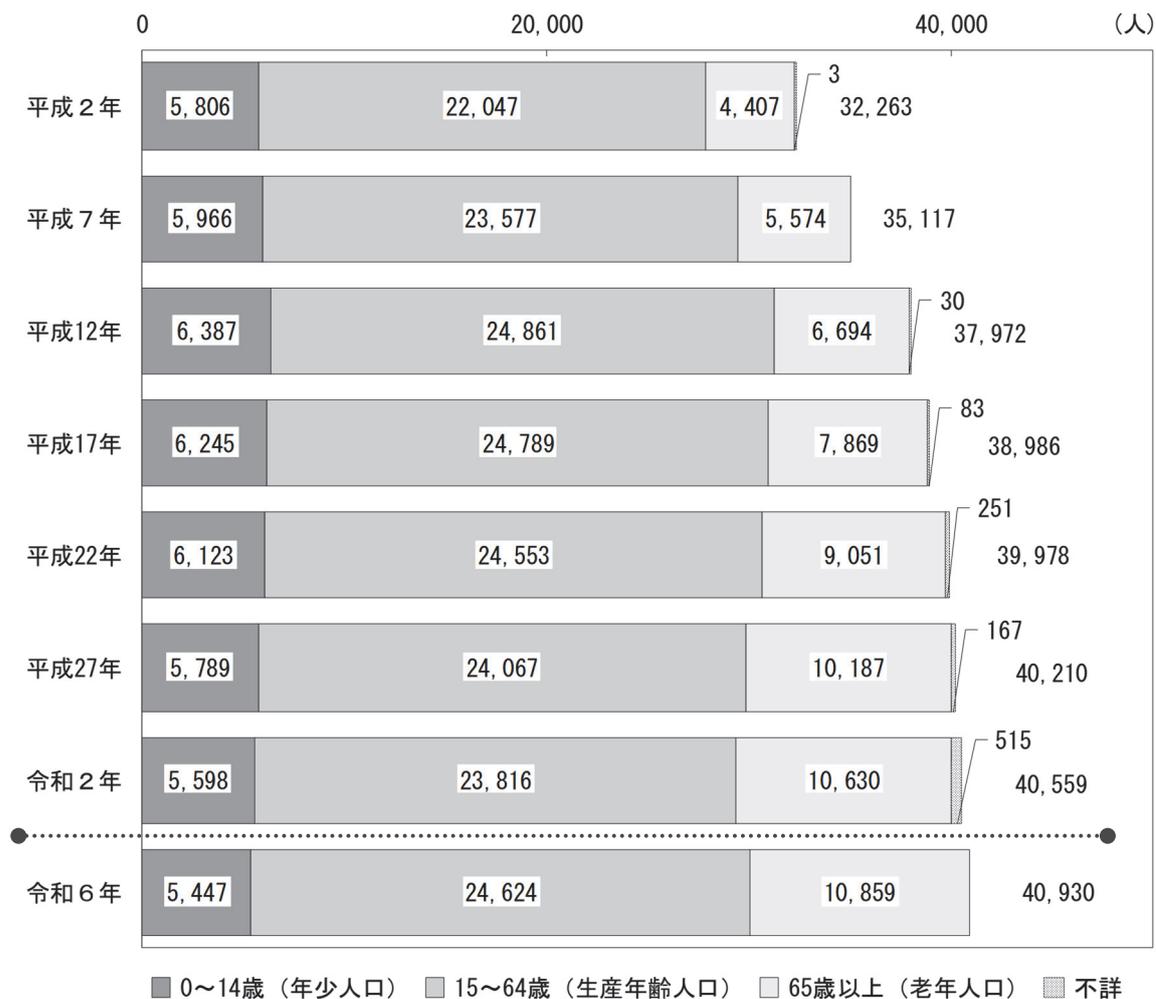
1 人口構造

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年3月31日現在の住民基本台帳によると40,930人です。

国勢調査により推移をみると、全体では微増していますが、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳人口）及び生産年齢人口（15～64歳）は平成12年をピークに減少し続けています。一方、老年人口（65歳以上人口）は大幅に増加を続けており、平成27年には1万人を超え、令和2年では平成2年の2.4倍となっています。

図表2-1 人口の推移

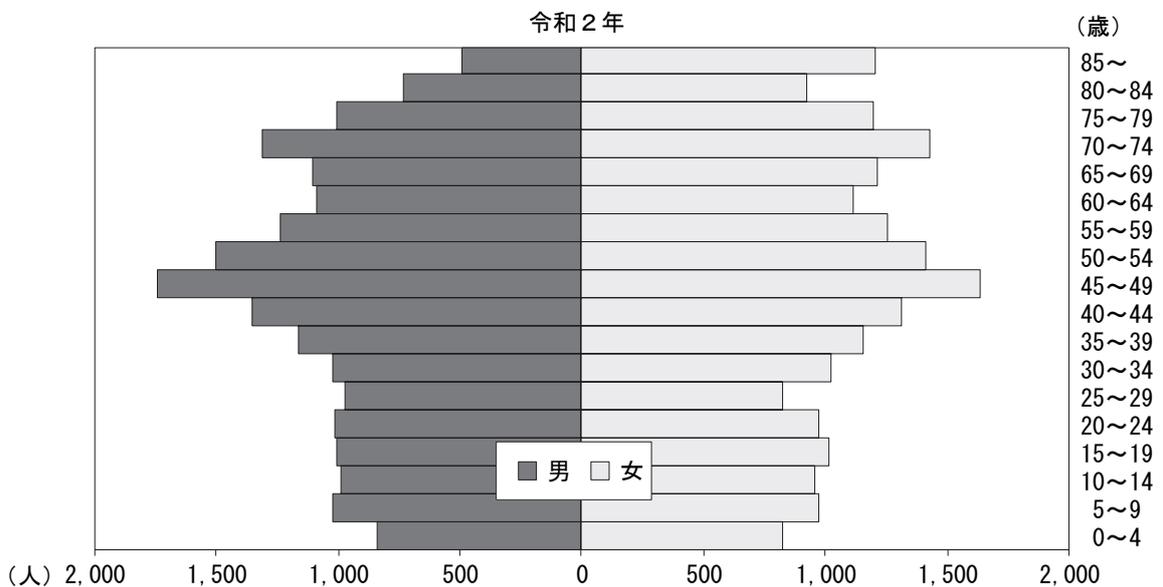
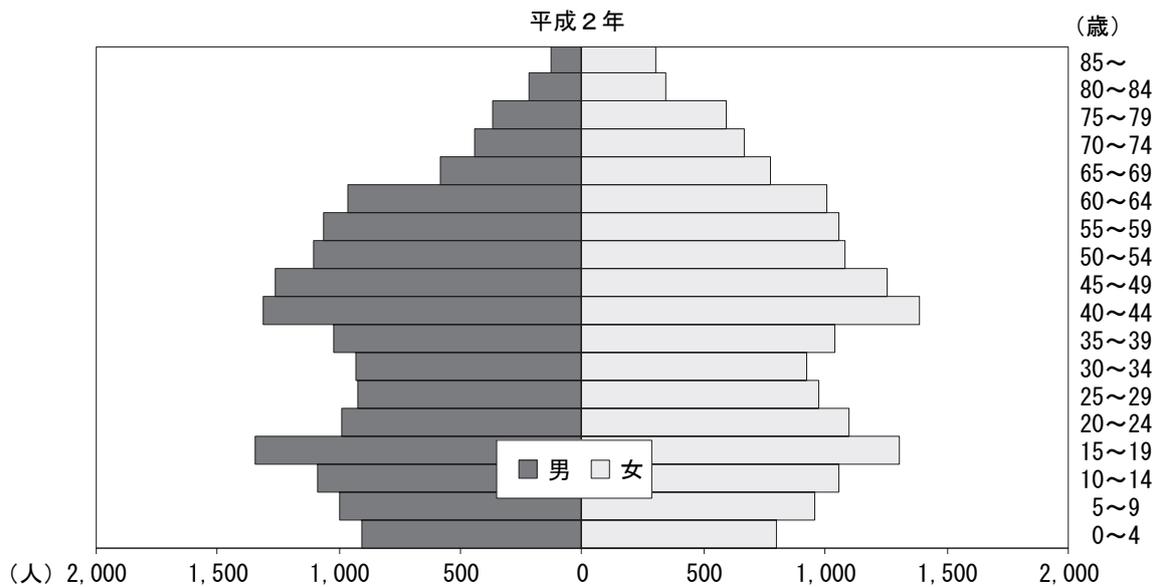


資料：令和2年までは「国勢調査」、令和6年は3月31日現在の住民基本台帳

(2) 人口ピラミッド

平成2年と令和2年の本町の男女別5歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）を比較すると、団塊世代及びその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに長寿化の進展により、底部に対し頭部が大きな不安定な寸胴型に変わってきています。

図表2-2 人口ピラミッド



資料：「国勢調査」

(3) 子ども数の推移

子ども数（18歳未満人口）は年々減少傾向にあり、令和6年3月31日現在では6,626人となっています。3歳階級別にみると、平成22年の時点では各年齢層とも千人を超えていましたが、平成27年以降は0～2歳が千人を割り込んでいます。

図表2-3 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

単位：人

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
0 歳	302	338	405	314	353	309	318	232
1 歳	348	368	373	383	329	293	274	267
2 歳	350	350	439	362	347	358	347	287
0～2歳	1,000	1,056	1,217	1,059	1,029	960	939	786
3 歳	329	397	450	379	368	379	352	343
4 歳	379	357	449	427	375	407	367	330
5 歳	383	392	432	445	358	404	400	349
3～5歳	1,091	1,146	1,331	1,251	1,101	1,190	1,119	1,022
6 歳	366	388	454	432	422	364	356	365
7 歳	427	420	410	451	385	426	410	390
8 歳	388	386	440	471	412	370	408	399
6～8歳	1,181	1,194	1,304	1,354	1,219	1,160	1,174	1,154
9 歳	388	433	397	464	458	385	421	414
10 歳	402	410	422	423	478	386	402	415
11 歳	406	414	424	453	451	422	370	395
9～11歳	1,196	1,257	1,243	1,340	1,387	1,193	1,193	1,224
12 歳	441	467	445	397	458	403	408	423
13 歳	430	433	403	438	467	417	372	425
14 歳	467	413	444	406	462	466	393	413
12～14歳	1,338	1,313	1,292	1,241	1,387	1,286	1,173	1,261
15 歳	483	414	416	418	436	479	398	395
16 歳	571	428	416	430	446	446	423	400
17 歳	561	465	489	436	401	448	403	384
15～17歳	1,615	1,307	1,321	1,284	1,283	1,373	1,224	1,179
計	7,421	7,273	7,708	7,529	7,406	7,162	6,822	6,626

資料：令和2年までは「国勢調査」、令和6年は3月31日現在の住民基本台帳

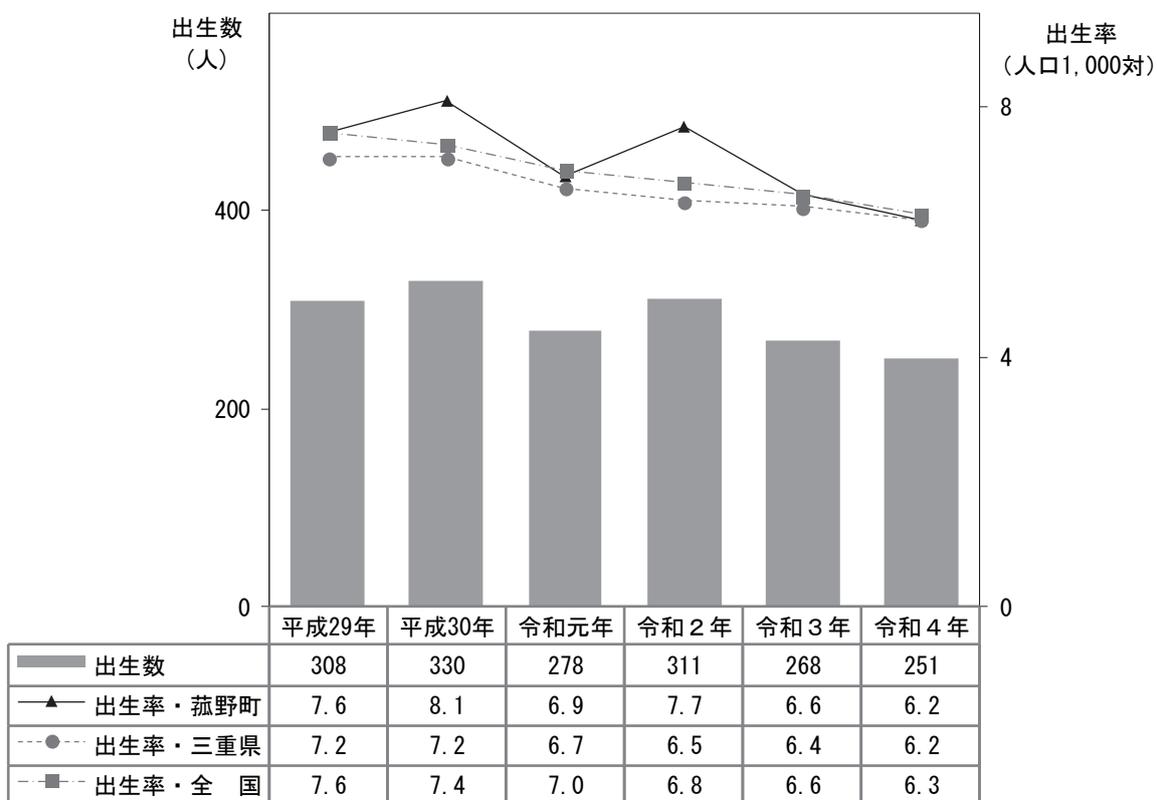
2 出生の動向

(1) 出生数・出生率の推移

本町における令和4年の出生数は251人です。近年の推移をみると、年によって増減はありますが、減少傾向が続いています。

出生率（人口1,000対）についてみると、本町は、わずかですが三重県及び全国より高い率で推移しているものの、低下傾向にあることは否めません。

図表2-4 出生数及び出生率（人口1,000対）の推移



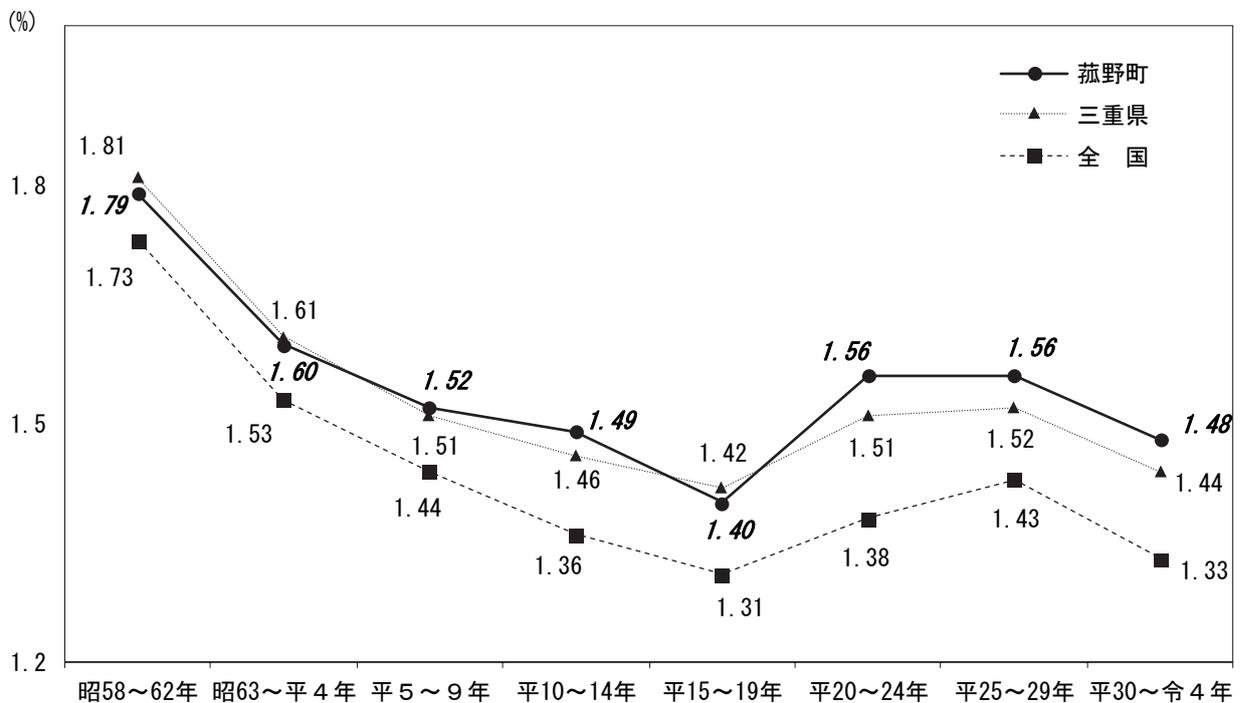
資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

本町における合計特殊出生率は、平成15～19年まで低下を続けていましたが、平成20～24年、平成25～29年と一旦、1.56まで上昇し、再び平成30～令和4年に1.48まで低下しています。こうした推移は、県及び全国と同じような傾向です。

図表2-5 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所・市町村別統計

(3) 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

全国及び県の第1子出生時の母親の平均年齢の推移をみると、晩婚化の進展等により、年々高くなる傾向にあります。

図表2-6 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

単位：歳

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
三重県	29.6	30.3	30.0	30.2	30.2	30.4
全国	30.7	30.7	30.7	30.7	30.9	30.9

資料：人口動態統計

(4) 低体重児出生率の推移

出生時の体重が2,500 g 未満の低体重児の出生数は毎年二、三十人程となっています。

図表 2-7 低体重児出生数・率の推移

(率は%)

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
菰野町	数	33人	26人	29人	31人	20人
	率	10.0	9.4	9.3	11.6	8.0
三重県(率)		9.0	9.3	8.7	9.4	9.2
全 国(率)		9.4	9.4	9.2	9.4	9.4

資料：人口動態統計

3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯

国勢調査によると、本町の令和2年の一般世帯は15,351世帯、うち18歳未満親族のいる世帯は3,857世帯、6歳未満親族のいる世帯は1,533世帯となっています。総世帯数は増加していますが、18歳未満親族のいる世帯は平成17年、6歳未満親族のいる世帯は平成12年をピークに以降は減少しています。

子どものいる世帯の割合をみると、本町は三重県、全国に比べて高い率で推移していますが、低下傾向にあります。

図表2-8 一般世帯の世帯数の推移

単位：世帯（％）

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
菰野町	8,731 (100.0)	10,054 (100.0)	11,640 (100.0)	12,694 (100.0)	13,545 (100.0)	14,403 (100.0)	15,351 (100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	4,037 (46.2)	3,931 (39.1)	4,225 (36.3)	4,233 (33.3)	4,221 (31.2)	4,064 (28.2)	3,857 (25.1)
6歳未満親族のいる一般世帯	1,461 (16.7)	1,600 (15.9)	1,855 (15.9)	1,745 (13.7)	1,611 (11.9)	1,585 (11.0)	1,533 (10.0)
三重県	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(42.2)	(35.1)	(31.1)	(27.9)	(25.4)	(23.2)	(20.4)
6歳未満親族のいる一般世帯	(15.4)	(13.5)	(12.5)	(11.5)	(10.2)	(9.1)	(7.6)
全国	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(38.5)	(31.8)	(27.9)	(25.3)	(23.1)	(21.5)	(19.3)
6歳未満親族のいる一般世帯	(14.2)	(12.3)	(11.4)	(10.5)	(9.4)	(8.7)	(7.6)

資料：総務省「国勢調査」

(2) 家族類型

平成2年の国勢調査から、子どものいる世帯の家族類型をみると、親と子どもからなる核家族世帯は、18歳未満親族のいる世帯が82.7%、6歳未満親族のいる世帯が85.5%となっています。

本町の子どものいる核家族世帯の割合は、全国（18歳未満86.7%・6歳未満89.3%）及び三重県（同84.8%・同87.7%）よりも低くなっています。

本町の18歳未満親族のいるひとり親世帯の割合は、母子世帯・父子世帯を合わせて1.2%となっています。

図表 2-9 一般世帯の家族類型

単位：世帯（％）

区 分	一般世帯数	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	再 掲	
		核家族世帯	その他の親族世帯			母子世帯	父子世帯
菰野町	15,351 (100.0)	9,425 (61.4)	1,753 (11.4)	119 (0.8)	4,048 (26.4)	152 (1.0)	34 (0.2)
18歳未満親族のいる世帯	3,874 (100.0)	3,190 (82.7)	667 (17.3)	16 (0.4)	1 (0.0)	140 (3.6)	29 (0.8)
6歳未満親族のいる世帯	1,533 (100.0)	1,310 (85.5)	215 (14.0)	8 (0.5)	0 (-)	26 (1.7)	4 (0.3)
三重県	(100.0)	(57.2)	(8.5)	(0.8)	(33.0)	(1.1)	(0.2)
18歳未満親族のいる世帯	(100.0)	(84.8)	(14.6)	(0.5)	(0.1)	(5.1)	(0.6)
6歳未満親族のいる世帯	(100.0)	(87.7)	(11.9)	(0.4)	(-)	(2.5)	(0.1)
全 国	(100.0)	(54.1)	(6.8)	(0.9)	(38.0)	(1.2)	(0.1)
18歳未満親族のいる世帯	(100.0)	(86.7)	(12.8)	(0.4)	(0.1)	(5.4)	(0.6)
6歳未満親族のいる世帯	(100.0)	(89.3)	(10.3)	(0.4)	(-)	(2.6)	(0.1)

資料：国勢調査（令和2）年

(3) 平均世帯人員

令和2年における本町の子どものいる世帯の平均人員は、18歳未満親族のいる世帯が4.12人、6歳未満親族のいる世帯が4.15人となっています。18歳未満親族のいる世帯は、三重県、全国より多くなっていますが、世帯規模が縮小していく傾向は同じです。

図表 2-10 一般世帯の平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
菰野町	3.63	3.41	3.19	3.00	2.88	2.73	2.58
18歳未満親族のいる一般世帯	4.83	4.79	4.61	4.41	4.30	4.17	4.12
6歳未満親族のいる一般世帯	5.11	4.83	4.51	4.32	4.24	4.22	4.15
三重県	3.25	3.05	2.88	2.73	2.59	2.47	2.33
18歳未満親族のいる一般世帯	4.56	4.51	4.39	4.25	4.14	4.06	3.99
6歳未満親族のいる一般世帯	4.73	4.54	4.32	4.18	4.14	4.10	4.03
全 国	2.99	2.82	2.66	2.55	2.42	2.33	2.21
18歳未満親族のいる一般世帯	4.39	4.35	4.24	4.13	4.06	3.98	3.97
6歳未満親族のいる一般世帯	4.50	4.34	4.18	4.10	4.06	4.03	3.93

資料：国勢調査

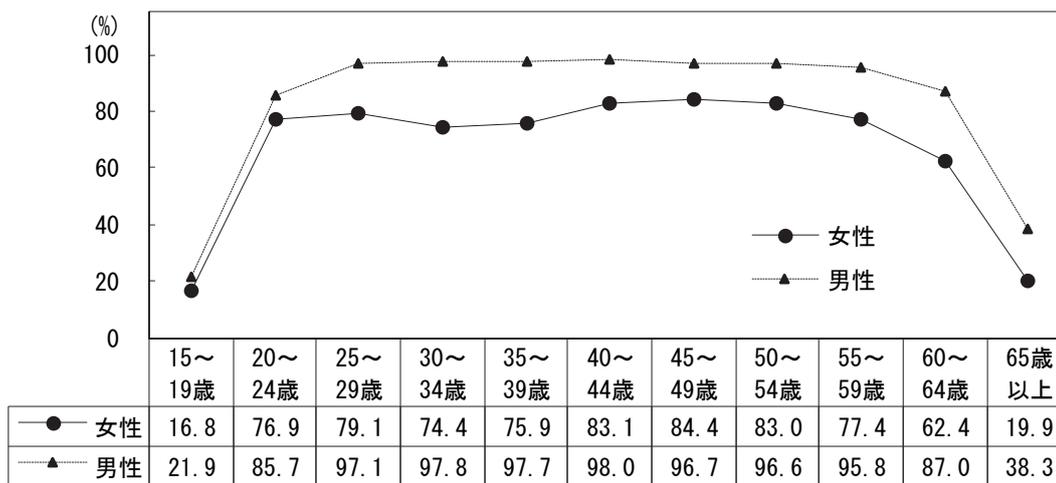
4 女性の就業状況

(1) 女性の労働力率

男性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、25～29歳で95%を超え、そのまま55～59歳まで推移し、定年退職を迎える60代から急激に低下していきます。これに対し女性は、25～29歳の79.1%から30～34歳には一旦74.4%まで低下し、30代後半から40代にかけて再度上昇していき、45～49歳で84.4%とピークに達し、その後徐々に低下する、いわゆるM字カーブを描いています。出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが落ち着いた30代後半から再び仕事に就くという女性特有の就労状況がうかがえます（図表2-11）。

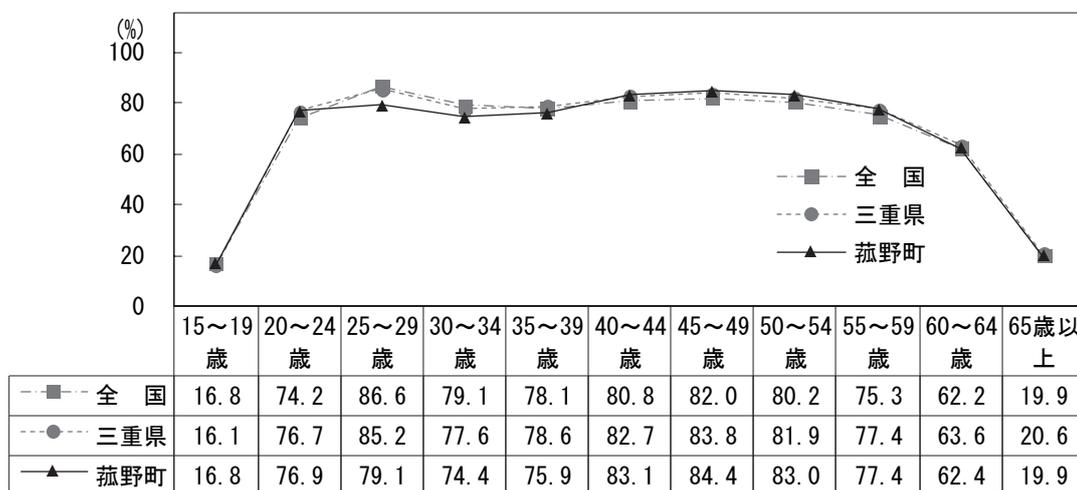
女性の労働力率を、三重県、全国と比較すると、20代後半から30代は低くなっていますが、ほぼ同様のラインを描いています（図表2-12）。

図表2-11 菰野町の性別・年齢別労働力率



資料：国勢調査（令和2年）

図表2-12 女性の年齢別労働力率（国・県との比較）



資料：国勢調査（令和2年）

(2) 女性の産業別就業状況

令和2年の15歳以上の女性就業者は8,877人です。産業別にみると、「医療、福祉」が22.0%と最も高く、次いで「製造業」が16.9%、「卸売業、小売業」が16.0%などとなっています。

産業分類別にみると、「第3次産業」が73.2%を占めています。

図表2-13 産業別にみた女性の就業者数

単位：人（%）

区 分	菰野町		三重県	全 国
計	8,877	(100.0)	(100.0)	(100.0)
農業、林業	185	(2.1)	(2.2)	(2.8)
漁業	1	(0.0)	(0.3)	(0.1)
鉱業、採石業、砂利採取業	3	(0.0)	(0.0)	(0.0)
建設業	337	(3.8)	(2.8)	(2.8)
製造業	1,497	(16.9)	(15.3)	(10.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	11	(0.1)	(0.2)	(0.2)
情報通信業	46	(0.5)	(0.7)	(2.2)
運輸業、郵便業	286	(3.2)	(2.6)	(2.7)
卸売業、小売業	1,419	(16.0)	(17.6)	(17.9)
金融業、保険業	190	(2.1)	(2.6)	(3.0)
不動産業、物品賃貸業	86	(1.0)	(1.2)	(2.0)
学術研究、専門・技術サービス業	167	(1.9)	(2.0)	(3.0)
宿泊業、飲食サービス業	715	(8.1)	(7.8)	(7.4)
生活関連サービス業、娯楽業	449	(5.1)	(4.8)	(4.6)
教育、学習支援業	569	(6.4)	(6.2)	(6.4)
医療、福祉	1,949	(22.0)	(21.7)	(22.1)
複合サービス事業	93	(1.0)	(0.9)	(0.7)
サービス業（他に分類されないもの）	369	(4.2)	(4.8)	(5.9)
公務（他に分類されるものを除く）	150	(1.7)	(2.3)	(2.4)
分類不能の産業	355	(4.0)	(3.7)	(3.2)
第1次産業（再掲）	186	(2.1)	(2.5)	(2.9)
第2次産業（再掲）	1,837	(20.7)	(18.1)	(13.7)
第3次産業（再掲）	6,499	(73.2)	(75.6)	(80.2)

資料：国勢調査（令和2年）

5 婚姻の動向

(1) 未婚率の推移

本町の未婚率の推移を性・年齢別にみると、いずれも上昇傾向にあります。平成7年と令和2年の比較では、特に女性の25～29歳では18.0ポイント、男性の30～34歳では15.5ポイント上昇しています。未婚率の上昇は、晩婚化、晩産化につながり、少子化の要因の一つとして考えられます。

図表2-14 未婚率の推移

単位：％

区分	女 性						男 性						
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
20 ～ 24 歳	菰野町	84.8	83.6	85.2	87.2	87.7	89.9	91.5	92.5	91.1	91.6	91.1	91.8
	三重県	84.8	85.6	96.0	86.4	89.0	89.2	91.8	91.1	91.5	91.4	92.4	90.7
	全 国	86.4	87.9	88.7	87.8	88.0	87.1	92.6	92.9	93.4	91.4	90.5	88.5
25 ～ 29 歳	菰野町	37.4	45.1	50.2	51.1	54.7	55.4	62.2	64.0	66.1	65.6	70.4	69.8
	三重県	41.1	47.9	53.5	54.7	56.1	57.9	63.3	64.7	67.2	67.8	69.3	69.0
	全 国	48.0	54.0	59.0	58.9	58.8	58.2	66.9	69.3	71.4	69.2	68.3	65.4
30 ～ 34 歳	菰野町	12.3	16.6	22.8	25.3	26.2	26.9	27.3	33.3	39.1	41.1	40.2	42.8
	三重県	13.6	20.4	25.9	28.9	30.3	30.5	31.2	37.4	42.0	43.1	44.4	45.1
	全 国	19.7	26.6	32.0	33.9	33.6	33.6	37.3	42.9	47.1	46.0	44.7	43.7
35 ～ 39 歳	菰野町	4.7	7.7	12.2	15.3	15.4	15.3	15.4	17.4	24.6	29.8	27.8	27.0
	三重県	6.5	9.5	14.3	17.9	20.2	20.4	17.6	21.1	27.5	31.1	32.6	32.7
	全 国	10.0	13.8	18.4	22.7	23.3	22.8	22.6	25.7	30.0	34.8	33.7	32.4

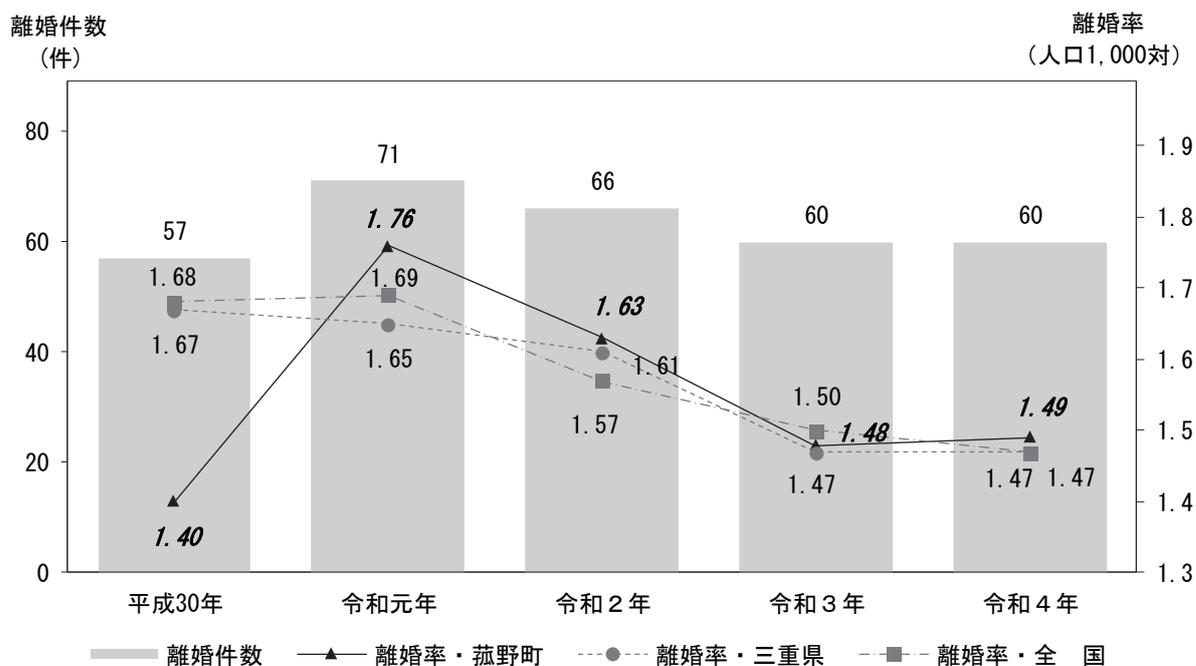
(注) 未婚率算定にあたって総数には配偶関係「不詳」を含む。

資料：総務省「国勢調査」

(2) 離婚件数の推移

令和4年における本町の離婚件数は60件です。これまでの推移をみると、令和元年の71件をピークに減少傾向にあります。離婚率（人口1,000対）は多少ばらつきはありますが、三重県、全国と同じような推移です。

図表2-15 離婚件数及び離婚率（人口1,000対）の推移



資料：人口動態統計

Ⅱ 子ども・子育て支援施策の状況

1 教育・保育の状況

(1) 認定こども園、保育園、幼稚園

令和7年4月1日現在、本町には、町立の認定こども園が5園、保育園が2園、私立認定こども園が2園、保育園が1園あります。また、幼稚園は2園あり、すべて町立です。

図表2-16 認定こども園及び保育園の状況

区 分		定員	入園年齢	保育時間	備 考
公 立	菰野こども園	173人	6か月～5歳児	7:30～18:30	発達支援保育／乳児保育
	菰野西こども園	237人	6か月～5歳児	7:30～18:30	発達支援保育／乳児保育／一時保育
	菰野東こども園	100人	3歳～5歳児	7:30～18:30	発達支援保育／乳児保育／一時保育
	千種保育園	140人	3か月～5歳児	7:30～19:00	発達支援保育／乳児保育／延長保育(平日)／土曜日保育(～18:30)
	鶺川原こども園	90人	6か月～5歳児	7:30～18:30	発達支援保育／乳児保育／一時保育
	竹永保育園	185人	6か月～5歳児	7:30～18:30	発達支援保育／乳児保育
	朝上こども園	160人	6か月～5歳児	7:30～18:30	発達支援保育／乳児保育／一時保育
私 立	聖マリアこども園	95人	11か月～5歳児	7:30～18:30	乳児保育／一時保育／土曜日保育／病後児保育
	森の風こども園	62人	6か月～5歳児	7:30～18:30	乳児保育／しぜん保育／土曜日保育
	たいりん保育園	70人	6か月～5歳児	7:15～19:00	乳児保育／延長保育(平日)／一時保育／土曜日保育

図表2-17 幼稚園の状況

区 分		定員	入園年齢	教育時間	備 考
公 立	千種幼稚園	35人	3歳～5歳児	9:00～13:00	預かり保育(～15:00)
	竹永幼稚園	45人		※登園時間 8:30～9:00	

(注) 菰野保育園、菰野西保育園は令和4年度から認定こども園として、また菰野東保育園・幼稚園、鶺川原保育園・幼稚園及び朝上保育園・幼稚園は令和7年度から認定こども園として運営しています。

(2) 小学校

令和6年4月1日現在、本町には、町内に公立小学校が5校あり、2,319人の児童が通学しています。

図表2-18 小学校の状況

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特別支援学級	計
菰野小学校	145	170	172	163	178	161	37	1,026
鶴川原小学校	23	34	25	43	34	42	8	209
竹永小学校	66	50	68	70	62	76	13	405
朝上小学校	58	56	70	59	66	52	15	376
千種小学校	52	49	41	49	52	42	18	303
計	344	359	376	384	392	373	91	2,319

(注) 令和6年4月1日現在

(2) 中学校

令和6年4月1日現在、本町には、町内に公立中学校が2校あり、1,203人の生徒が通学しています。

図表2-19 中学校の状況

区 分	1 年	2 年	3 年	特別支援学級	計
菰野中学校	252	262	269	26	809
八風中学校	134	127	120	13	394
計	386	389	389	39	1,203

(注) 令和6年4月1日現在

2 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業を円滑に利用できるよう支援する事業です。本町では、子育て世代包括支援センター（母子保健型）において実施していたものを、令和6年度から子ども家庭センターにおいて母子保健と児童福祉の包括的な支援として実施しています。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労状況に合わせて、保育園等で通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。

図表2-20 時間外保育事業の利用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数(人)	1,320	2,063	2,129	1,573

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している子どもに対し、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

利用者は年々増加しています。令和6年4月現在、町内6か所で実施されており、680人が利用しています。

図表2-21 放課後児童健全育成事業の利用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
登録児童数(人)	413	456	502	568	
学 年	1～3年生	296	340	351	411
	4～6年生	117	116	151	157
提 供 区 域	菰野	195	230	238	261
	鶯川原	39	37	34	37
	竹永	39	40	52	59
	朝上	62	51	59	72
	千種	78	90	119	139

(注) 年度当初の登録児童数

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等により子どもを養育することが困難となった場合に、保護者の申し出により一定期間、児童養護施設等で養育・保護を行う事業です。

図表 2-22 子育て短期支援事業の利用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用回数(回)	19	28	16	20

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握と乳児の健やかな成長・発達の支援を行っています。

図表 2-23 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問件数(件)	300	253	234	229

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行っています。

図表 2-24 養育支援訪問事業の実施状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問家庭数(件)	67	52	44	57
訪問延べ件数(件)	299	250	164	196

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て情報の提供や相談に応じ、保護者同士の交流のきっかけづくりや子育ての不安や悩みの軽減につなげていくため、町内 2 か所で子育て支援センターを開設しています。

図表 2-25 子育て支援センターの利用状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用人数(人回)	1,883	1,253	2,092	2,601

(8) 未就園児の一時預かり事業（一時保育）

保護者が病気や急な用事等の理由で家庭での保育ができないときに、一時的に預かる事業であり、令和6年度現在、町内5か所で実施しています。

図表2-26 未就園児の一時預かり事業の利用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数(回)	1,062	1,083	904	1,799

(9) 幼稚園の一時預かり事業（預かり保育）

幼稚園の在園児を対象に保護者が病気や急な用事等の理由で家庭での保育ができないときに、一時的に預かる事業です。

図表2-27 幼稚園の一時預かり事業の利用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数(回)	9,485	5,027	4,302	5,966
不定期の利用	5,127	2,749	1,722	3,155
2号認定による定期利用	4,358	2,278	2,580	2,811

(10) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期である子どものいる保護者が、勤務等で自宅での育児ができない場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等を利用し、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

令和6年度現在、町内1か所で病後児保育のみ実施しています。

図表2-28 病児・病後児保育事業の利用状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用回数(回)	10	9	13	14

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの保育園等への送迎や一時的な預かり等の支援を受けたい人と、それを提供したい人とが会員になり、子育ての相互援助を行う事業です。

図表2-29 子育て援助活動支援事業の利用実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数(件)	1,463	1,208	824	888

(12) 妊婦に対する健康診査

妊娠した際、助産所や医療機関で妊婦健康診査を受診することを推奨する事業です。妊婦健康診査の受診を促すため、受診した際の費用の一部助成を行っています。また、多胎妊婦や低所得の妊婦等に対する別途の費用助成を行っています。

図表 2-30 妊婦に対する健康診査の実施状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実人数(人)	474	367	345	383
延べ人数(人)	3,602	2,893	2,827	2,918

Ⅲ ニーズと課題

1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の概要

計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。就学前児童の保護者に対しては、保育サービスの利用状況や利用意向、病気・病後の対応、子育て支援事業の利用状況や利用意向、仕事と子育てなど、小学生の保護者に対しては、放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用状況や利用意向、病気・病後の対応、仕事と子育てなどについてたずねました。

<調査方法等>

区 分	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
調 査 対 象 者	菰野町に在住の就学前児童の保護者	菰野町に在住の小学生の保護者
調査票の配布・回収	通園している世帯は園を通じて配布・回収、未就園児の世帯へは郵送配布・郵送回収	小学校を通じて配布・郵送回収
調 査 基 準 日	令和6年1月1日	
調 査 期 間	令和6年1月	

<回収結果>

区 分	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
対 象 児 童 数	1,947	2,383
回 収 数	1,193 (61.3%)	995 (41.8%)

(注) 対象児童数はきょうだい等の重複があるため、実際の配布数は対象児童数より少なくなっています。

(2) 集計、分析について

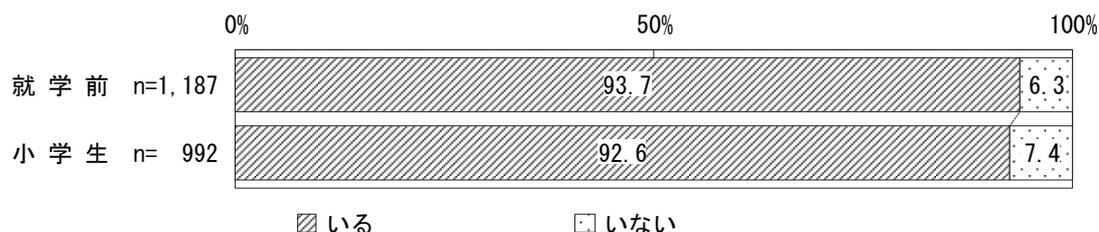
- ① 図表中のn（Number of Case の略）は回答数を示しています。
- ② 選択項目別の回答の比率は、その設問の回答数（n）を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての比率を合計すると100%を超えます。
- ③ 回答率（%）は、少数点第2位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。

(3) 調査結果

① 配偶関係

回答者の配偶関係をたずねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「いる」が90%以上を占めていますが、就学前児童保護者の6.3%、小学生保護者の7.4%が「いない」と回答しています。

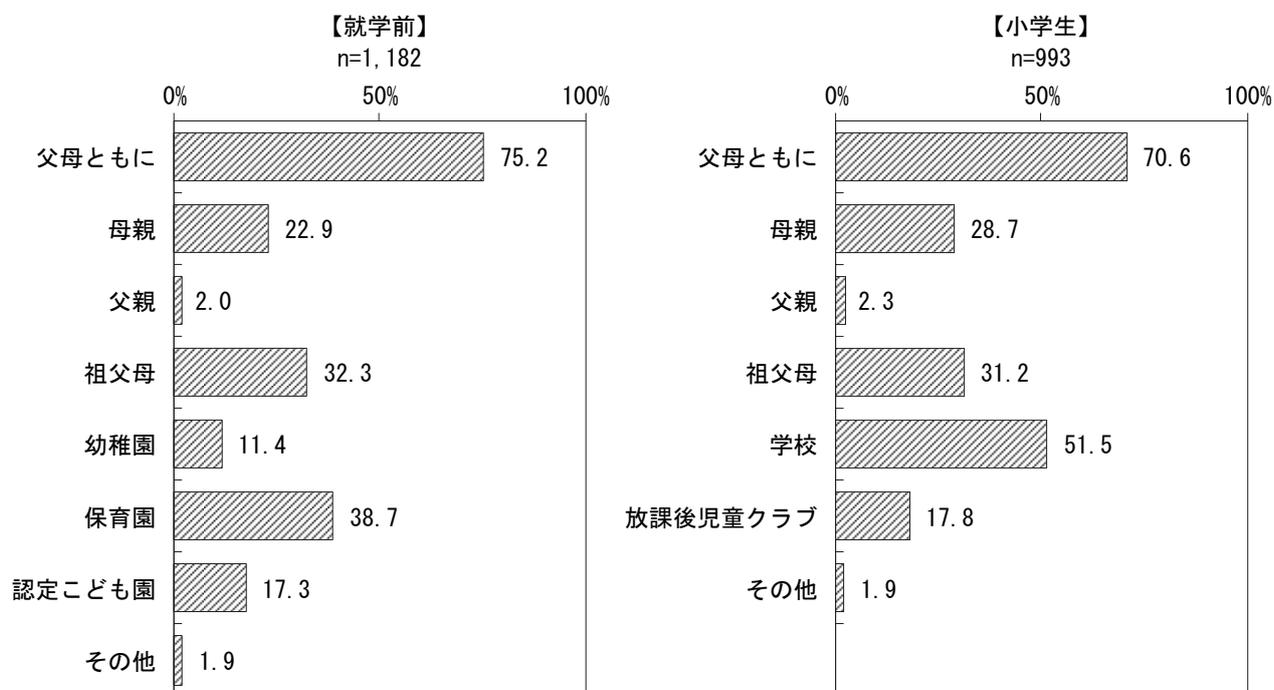
図表 2-31 配偶者の有無



② 子育てに日常的に関わっている人

子育てに日常的に関わっている人をたずねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高くなっており、いずれも70%を超えています。父親の育児参加が進んでいることがうかがえます。

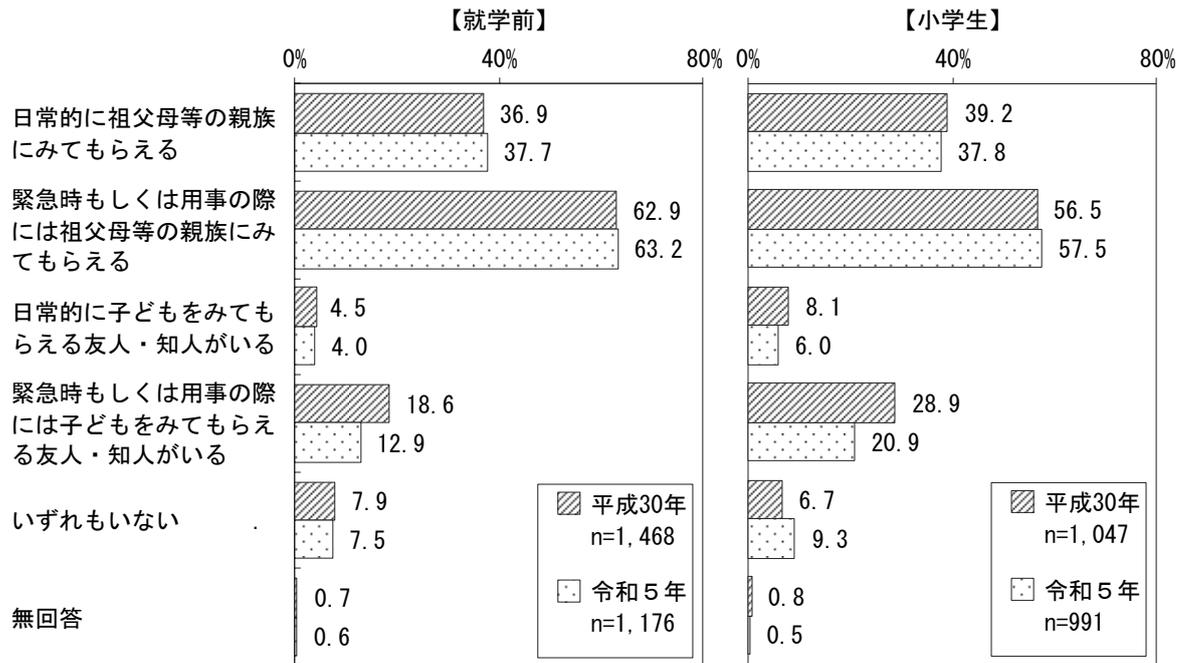
図表 2-32 子育てを主に行っている人



③ 子どもをみてもらえる人の有無

子どもをみてもらえる人の有無をたずねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高くなっています。平成30年の調査に比べて「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が低下しています。

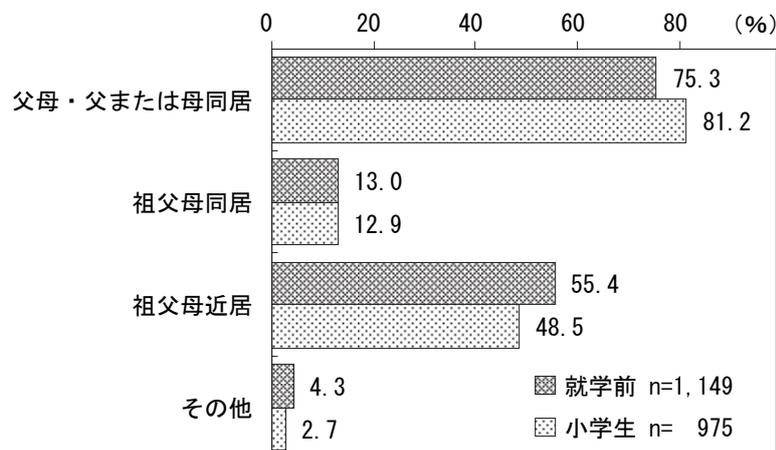
図表 2-33 子どもを預かってもらえる人の有無（複数回答）



④ 同居・近居の状況

子どもとの同居・近居（概ね30分以内程度に行き来できる範囲）の状況についてたずねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「祖父母近居」が50%前後となっています。

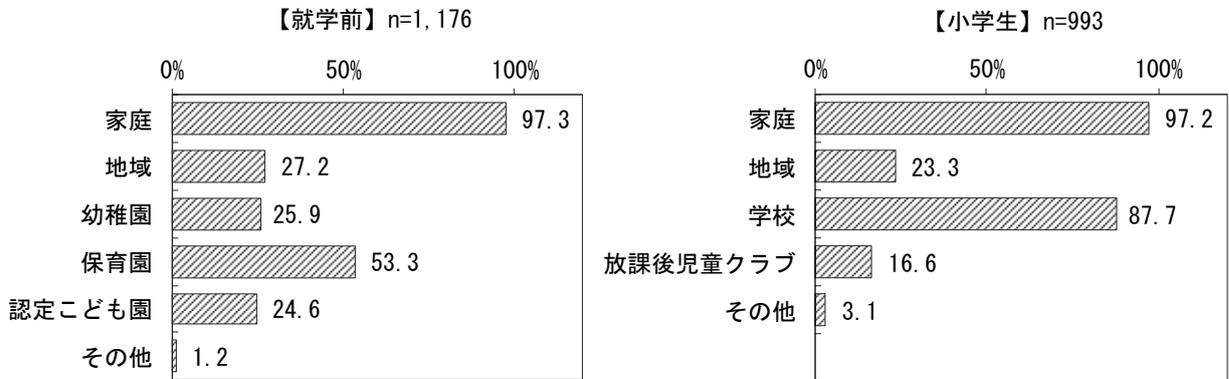
図表 2-34 同居・近居の状況（複数回答）



⑤ 子育てに最も影響すると思われる環境

子育てに最も影響すると思われる環境については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「家庭」が97%以上を占めています。

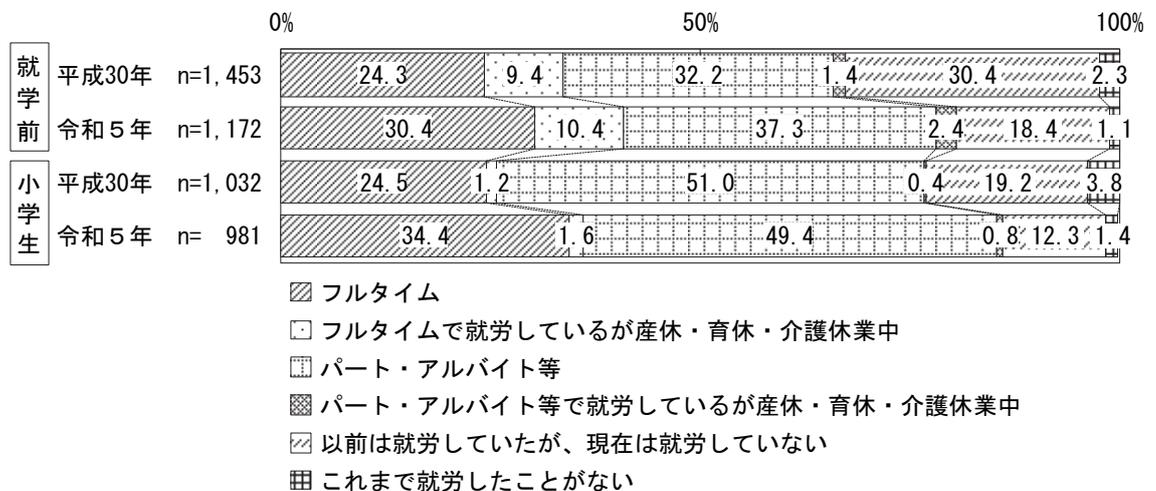
図表 2-35 子育てに最も影響すると思われる環境（複数回答）



⑥ 母親の就労状況

母親の就労状況をたずねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイム」が、平成30年の調査に比べて大幅に上昇しています。

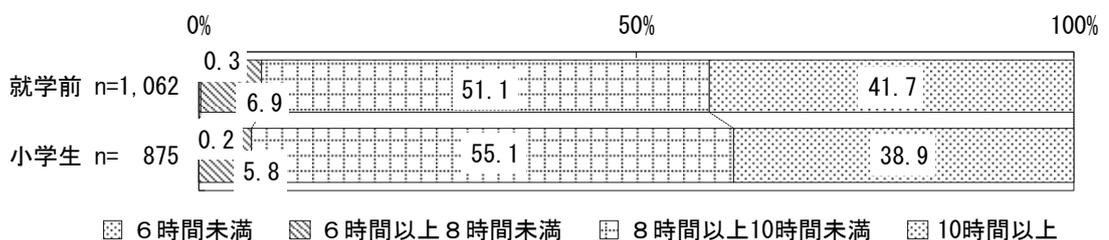
図表 2-36 母親の就労状況



⑦ 父親の就労時間

父親の1日の就労時間をたずねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「10時間以上」が40%前後を占めています。

図表 2-37 父親の就労時間

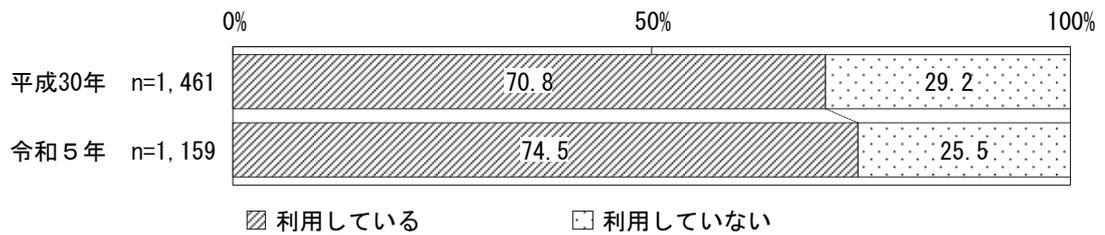


⑧ 平日の定期的な教育・保育事業（就学前児童保護者）

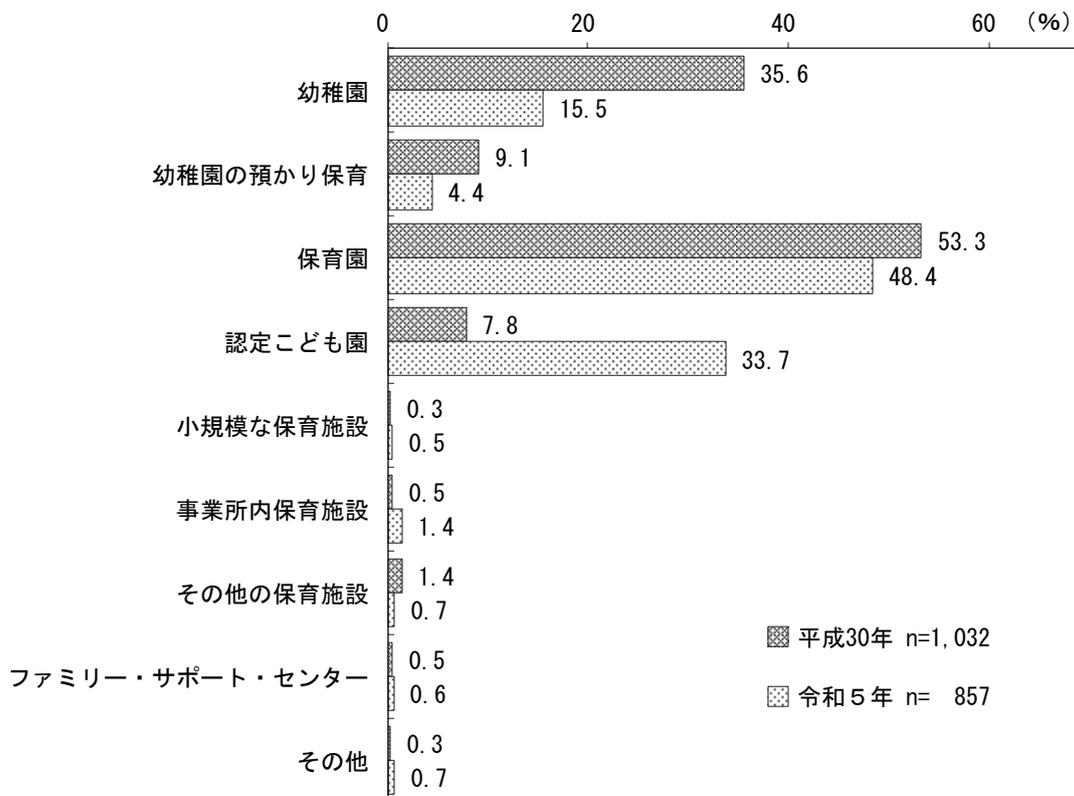
定期的な教育・保育事業を利用している人は74.5%であり、平成30年に比べ3.7ポイント上昇しています。

利用している事業の種類は、「保育園」が48.4%と最も高く、次いで「認定こども園」が33.7%、「幼稚園」が15.5%などとなっています。平成30年との比較では、「幼稚園」及び「幼稚園の預かり保育」が大きく低下した一方、「認定こども園」が25ポイント以上大幅に上昇しています。

図表 2-38 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無



図表 2-39 利用している教育・保育事業（複数回答）

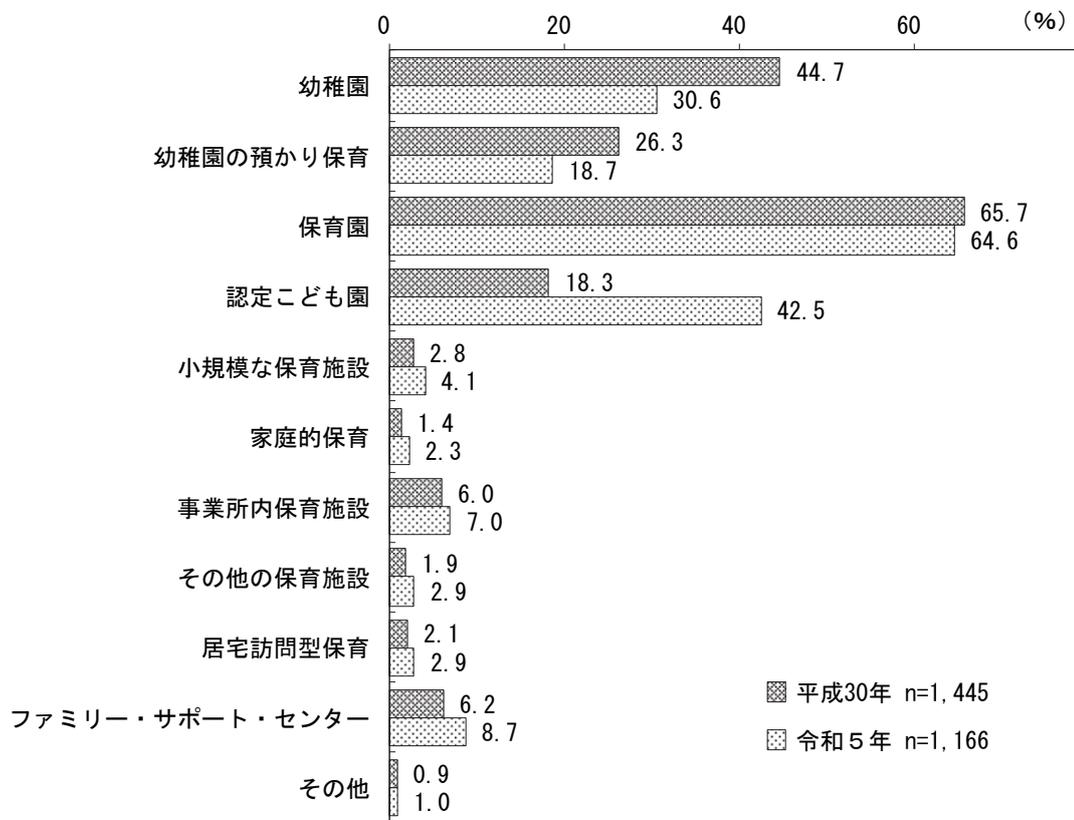


⑨ 定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童保護者）

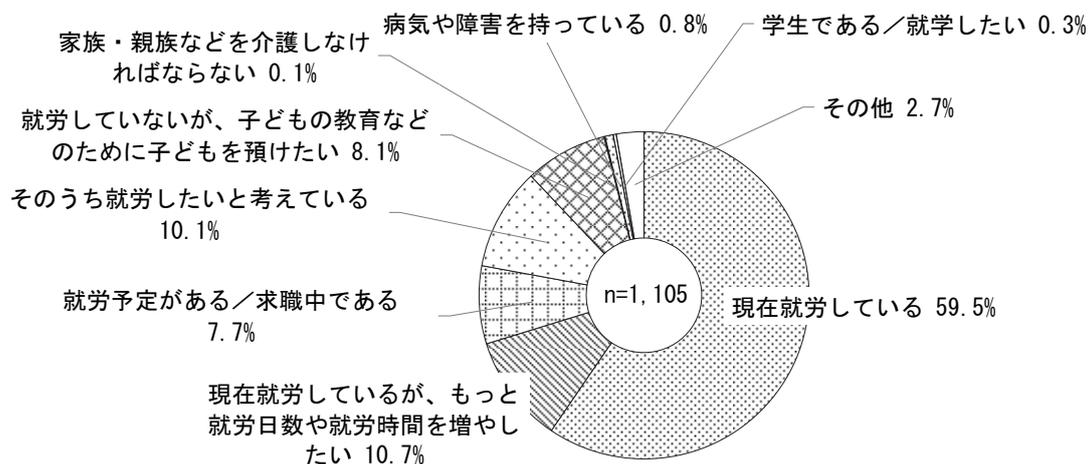
現在、利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したい教育・保育事業は、「保育園」が64.6%と最も高く、次いで「認定こども園」が42.5%、「幼稚園」が30.6%などとなっています。平成30年との比較では、「幼稚園」及び「幼稚園の預かり保育」が大きく低下した一方、「認定こども園」が20ポイント以上上昇しています。

また、利用したい理由としては「現在就労している」が約60%を占めています。

図表 2-40 定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）



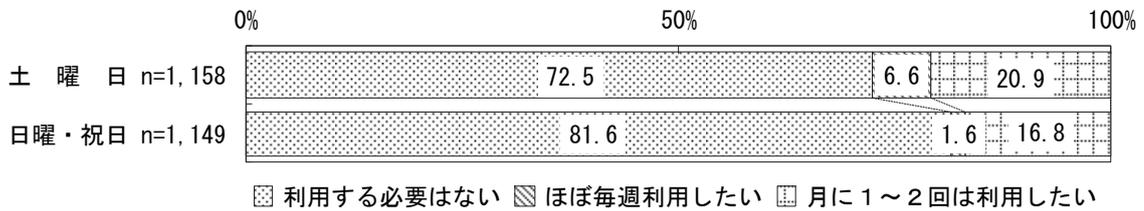
図表 2-41 教育・保育事業を利用したい理由



⑩ 土曜・休日等の教育・保育事業の利用意向（就学前児童保護者）

土曜・休日等の教育・保育事業の利用意向をみると、「ほぼ毎週利用したい」は、土曜日が6.6%、日曜日・祝日が1.6%となっています。

図表 2-42 土曜・休日等の教育・保育事業の利用意向

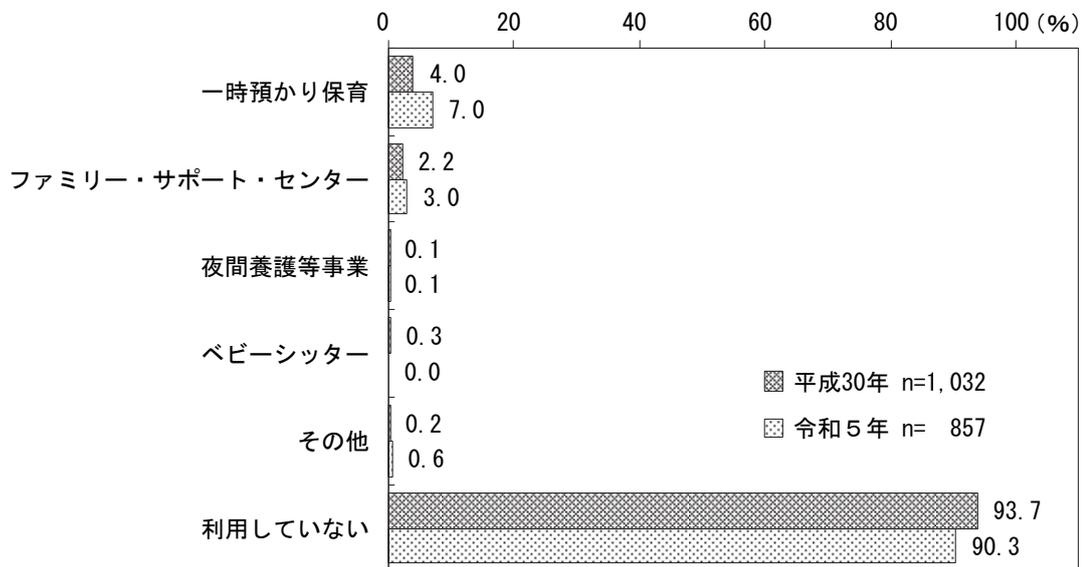


⑪ 不定期に利用している教育・保育事業（就学前児童保護者）

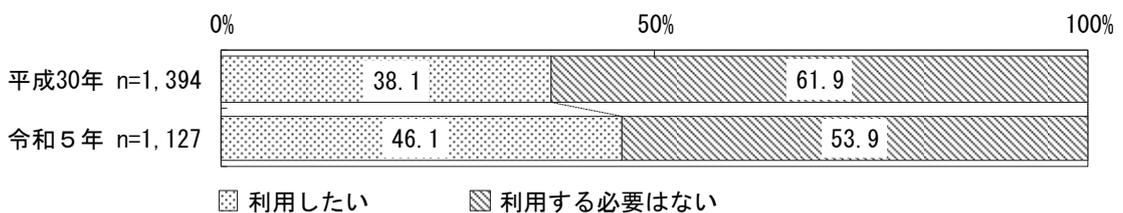
不定期の教育・保育事業として、「一時預かり保育」が7.0%、「ファミリー・サポート・センター」が3.0%あります。平成30年に比べ「利用していない」が3ポイント以上低下しています。

一時預かり保育など不定期の教育・保育事業の利用意向は46.1%で、平成30年に比べ8ポイント上昇しています。

図表 2-43 不定期に利用している教育・保育事業の利用状況（複数回答）



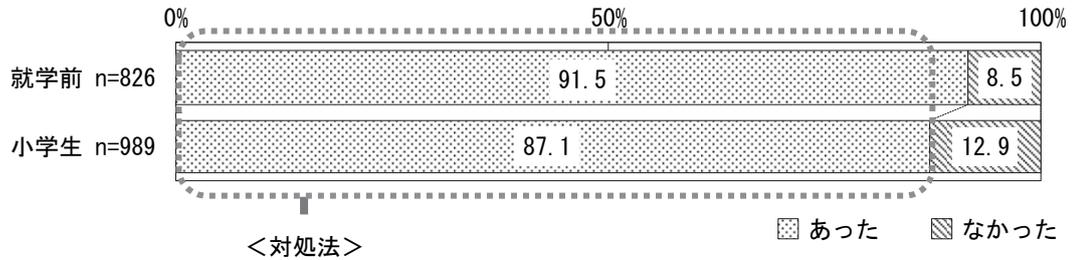
図表 2-44 不定期に利用している教育・保育事業の利用意向



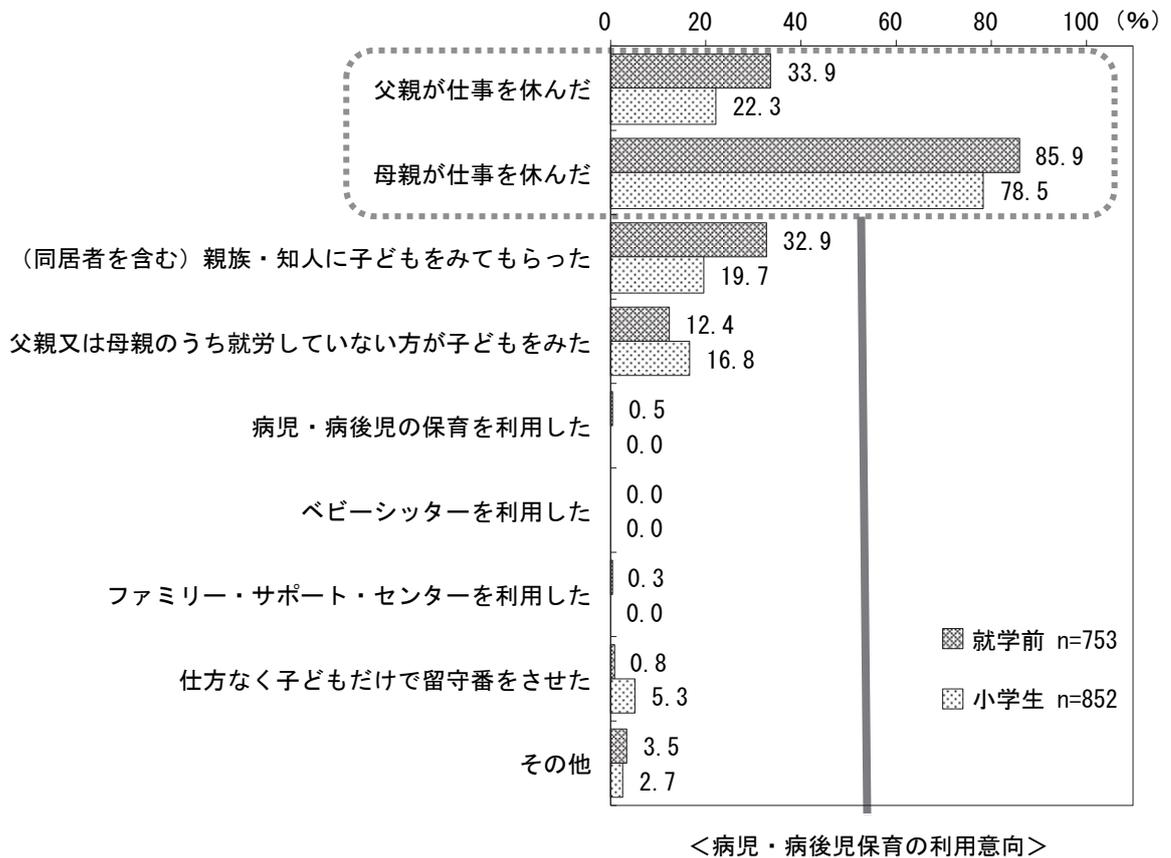
⑫ 子どもが病気やけがの際の対処

子どもが病気やけがによって、教育・保育事業が利用できなかつたり、小学校を休まなければならなかつたことが「あった」と90%前後の保護者が回答しており、その対処法としては、「母親が仕事を休んだ」が最も高くなっています。

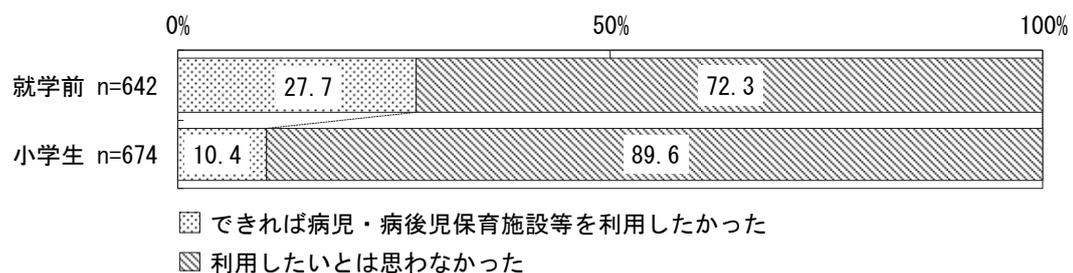
図表 2-45 病気やけがで教育・保育事業が利用できなかつたり、小学校を休んだことの有無



図表 2-46 教育・保育事業が利用できなかつたり、小学校を休んだ際の対処法（複数回答）



図表 2-47 病児・病後児保育の利用意向

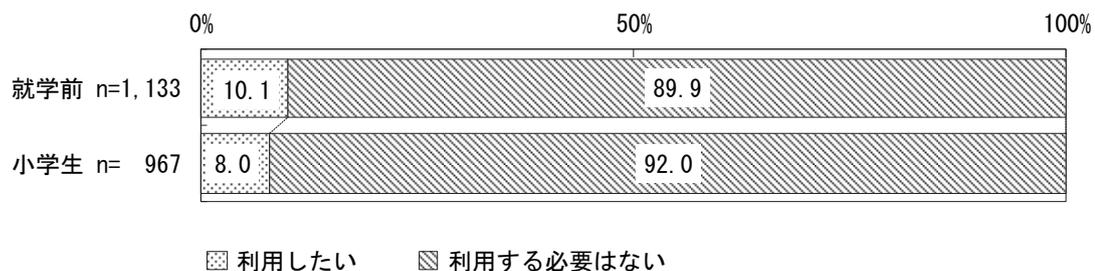


⑬ 短期入所生活援助（ショートステイ）の利用意向

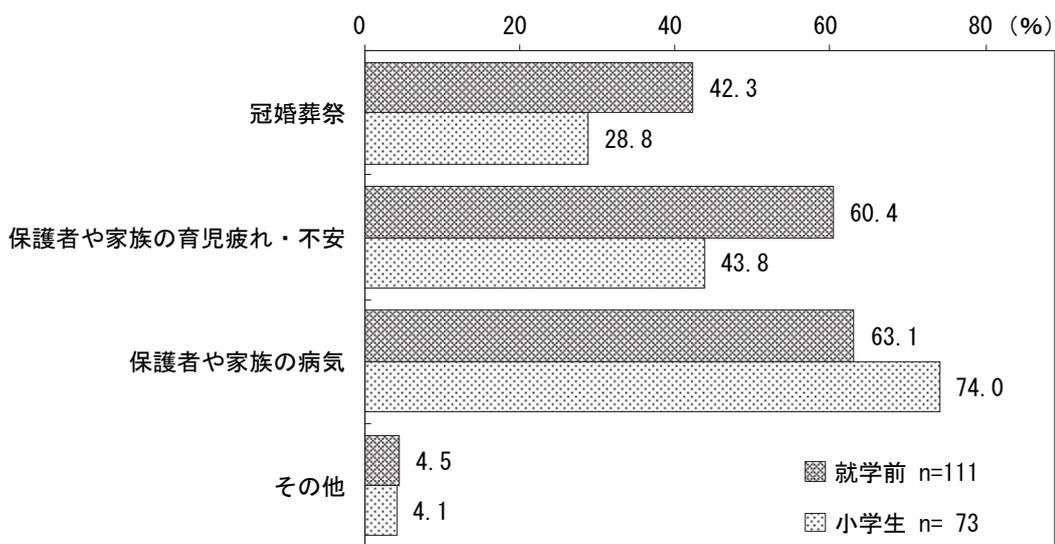
短期入所生活援助(ショートステイ)の利用意向は、就学前児童保護者では10.1%、小学生保護者では8.0%あります。

利用目的としては、「保護者や家族の病気」及び「保護者や家族の育児疲れ・不安」が高くなっています。

図表 2-48 短期入所生活援助（ショートステイ）の利用意向



図表 2-49 短期入所生活援助（ショートステイ）を利用したい理由（複数回答）

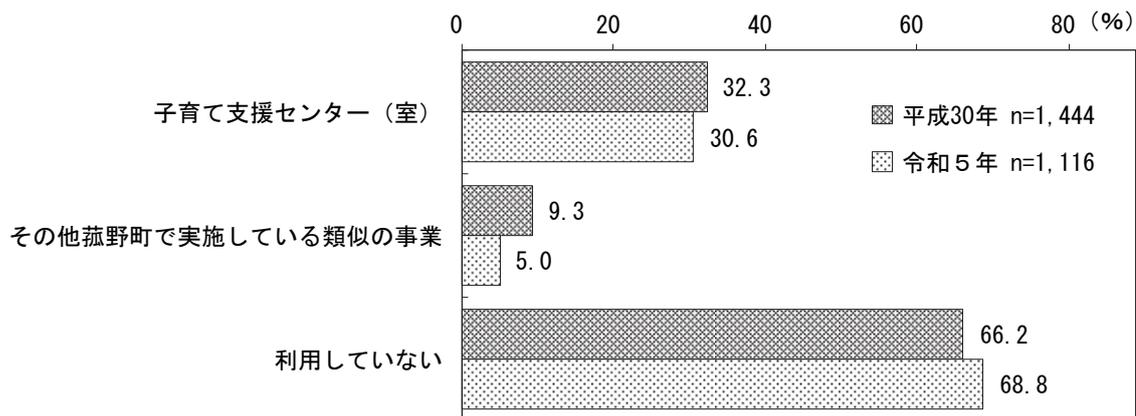


⑭ 地域子育て支援拠点事業の利用意向（就学前児童保護者）

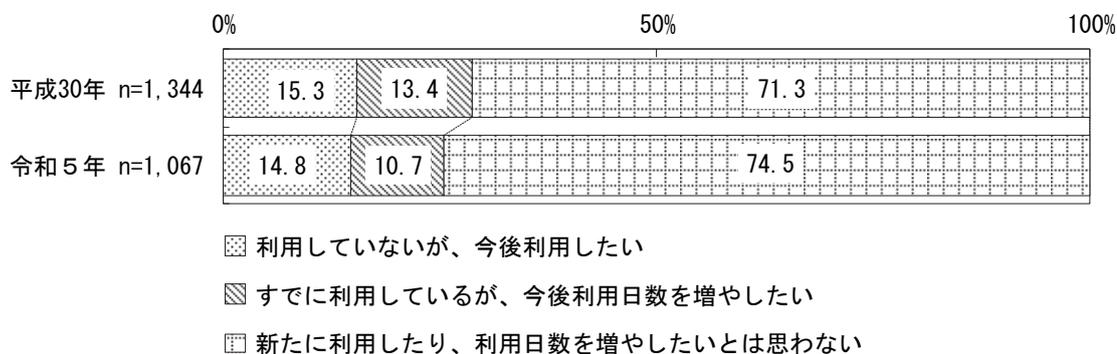
地域子育て支援拠点事業の利用状況を見ると、「子育て支援センター（室）」が30.6%です。

利用意向は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が最も高くなっています。

図表 2-50 地域子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）



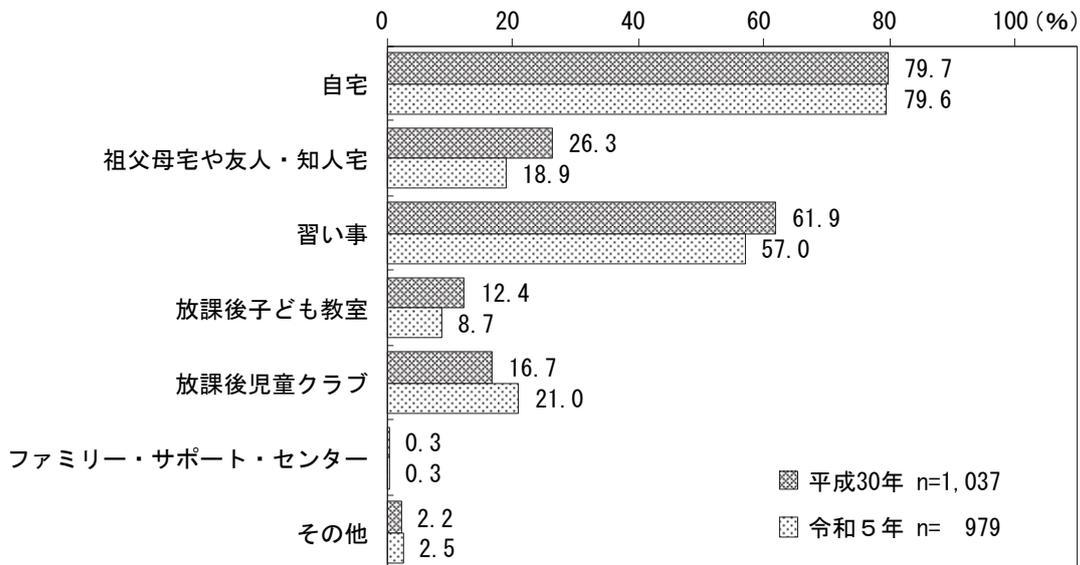
図表 2-51 地域子育て支援拠点事業の利用意向



⑮ 放課後の過ごし方（小学生保護者）

今後、どのような場所で放課後を過ごさせたいかについては、「自宅」が80%近くを占めています。平成30年に比べ「放課後児童クラブ」が4.3ポイント上昇しています。

図表 2-52 どのような場所で放課後を過ごさせたいか（複数回答）

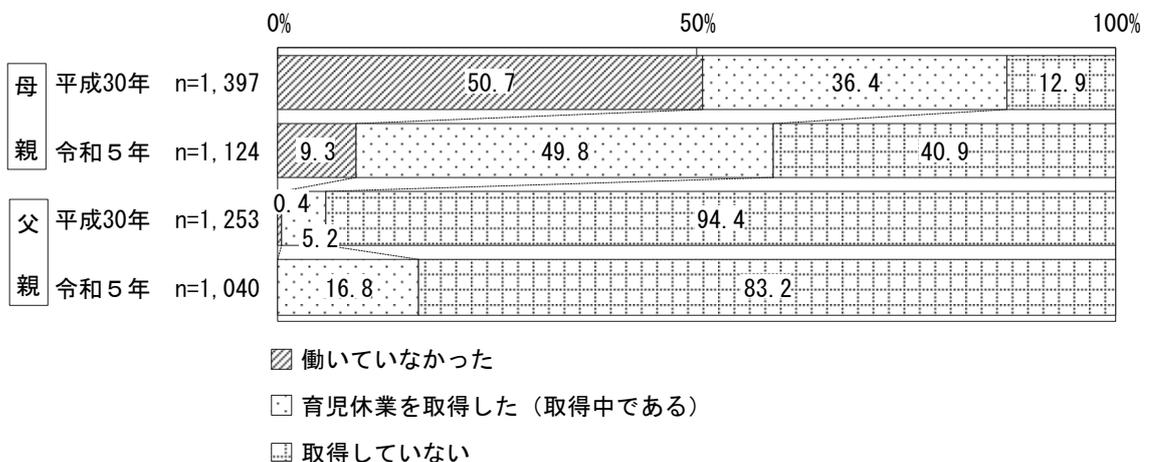


⑯ 育児休業の取得状況（就学前児童保護者）

母親の育児休業の取得状況を見ると、「育児休業を取得した」が49.8%を占め、平成30年の調査結果に比べ13.4ポイント上昇しています。

父親の育児休業の取得状況を見ると、「育児休業を取得した」が16.8%ですが、平成30年の調査結果に比べ11.6ポイント上昇しています。

図表 2-53 育児休業の取得状況

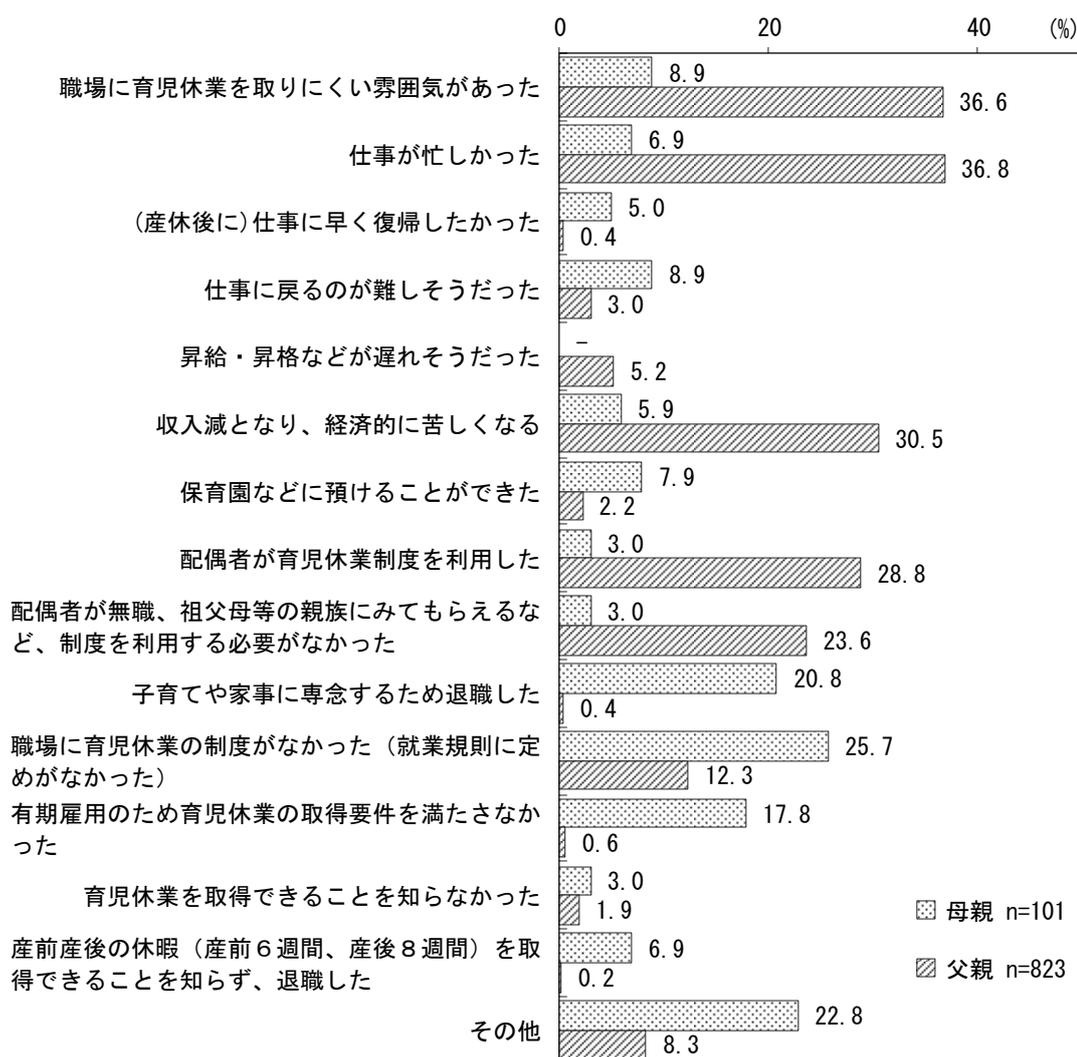


⑰ 育児休業を取得していない理由（就学前児童保護者）

育児休業を取得していない理由については、母親は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が25.7%と最も高くなっています。

一方、父親は「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」及び「収入減となり、経済的に苦しくなる」がいずれも30%台の高率となっています。

図表 2-54 育児休業を取得していない理由（複数回答）

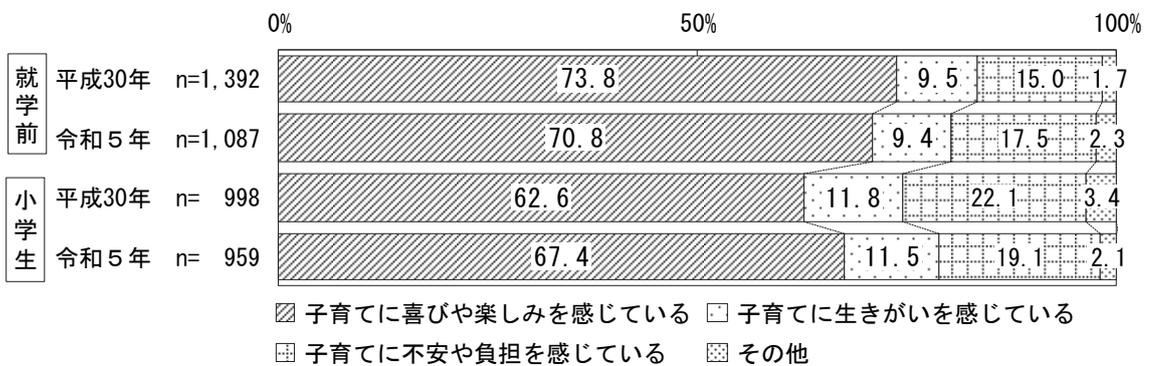


⑱ 子育てについて感じる事

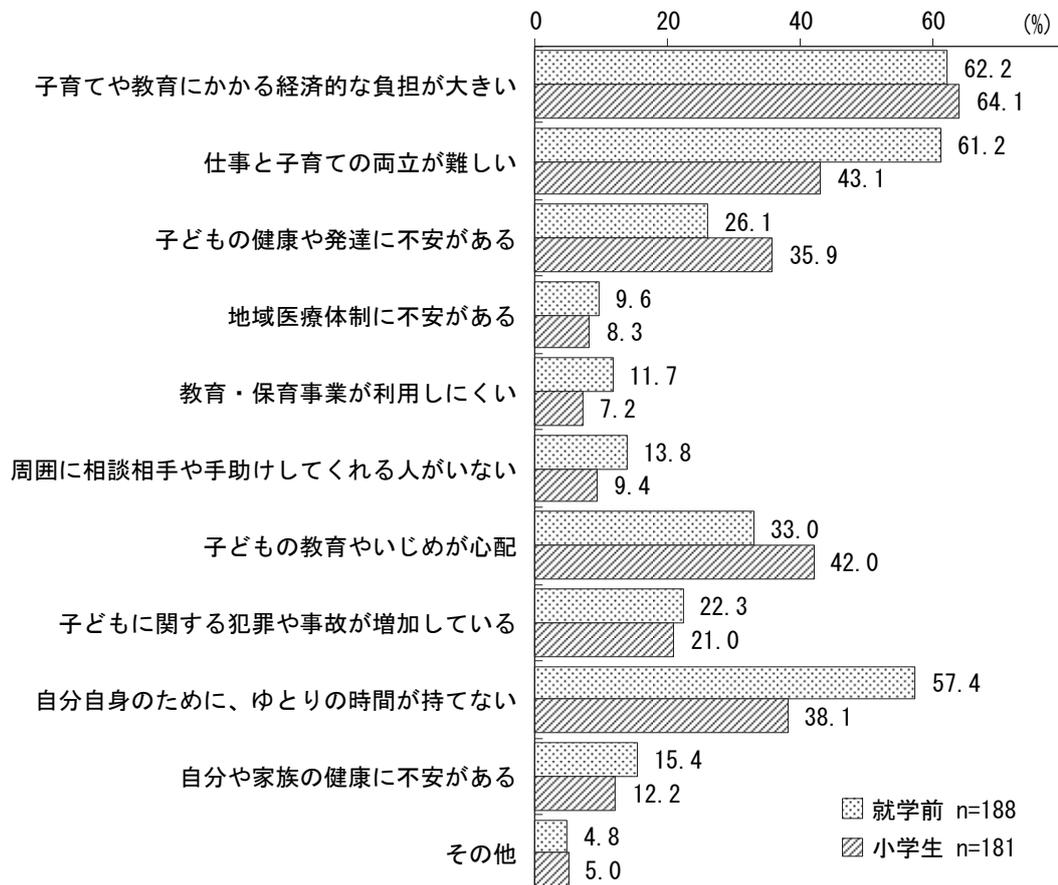
子育てについて感じる事については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「子育てに喜びや楽しみを感じている」が最も高くなっています。

一方、「子育てに不安や負担を感じている」は、就学前児童保護者では17.5%、小学生保護者では19.1%あり、その理由としては、「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きい」が最も高く、就学前児童保護者では「仕事と子育ての両立が難しい」及び「自分自身のために、ゆとりの時間が持てない」も60%前後と高くなっています。

図表 2-55 子育てについて感じる事



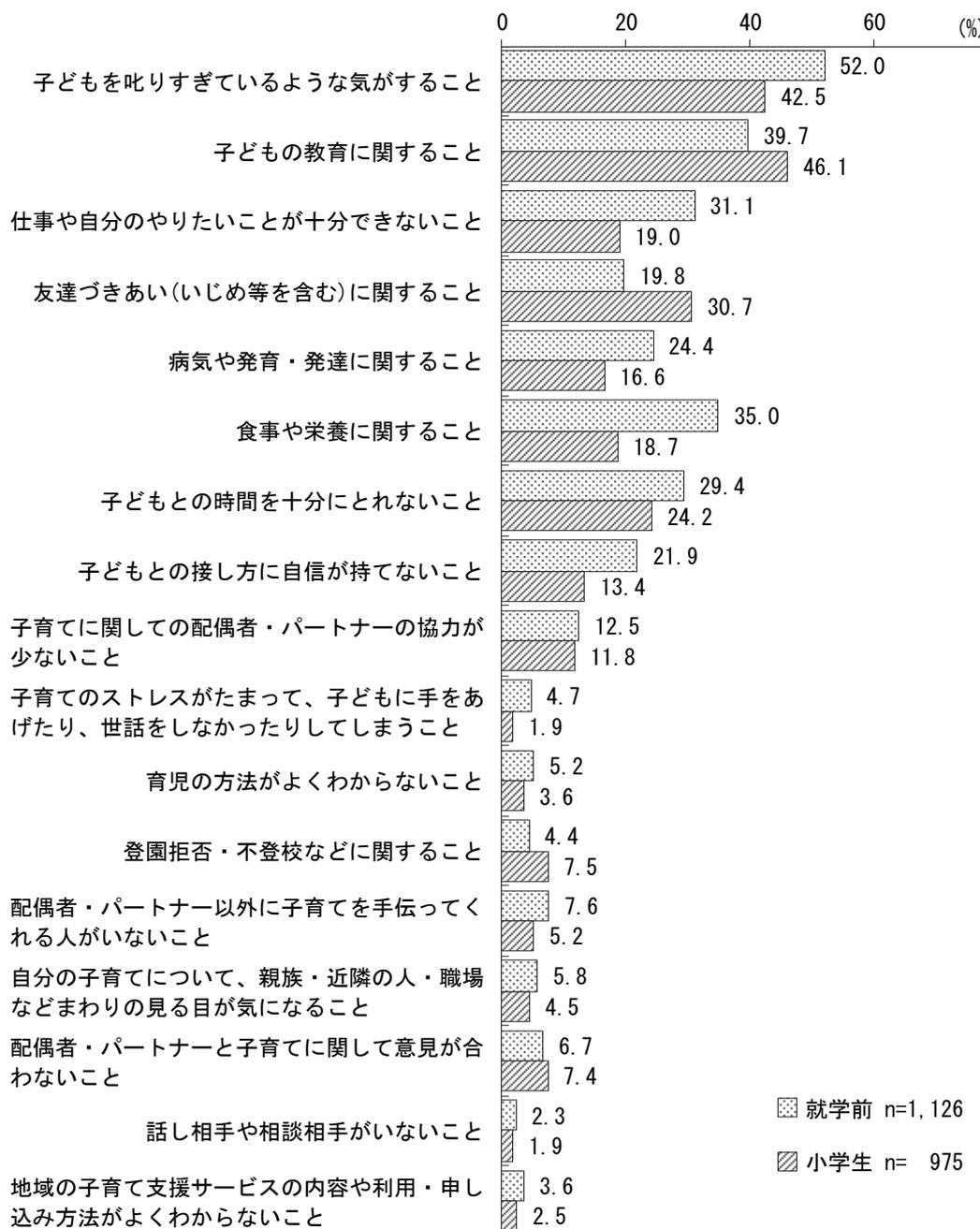
図表 2-56 子育てについて不安や負担を感じる理由 (複数回答)



⑱ 子育てに関して悩んでいること

子育てに関して悩んでいることとしては、就学前児童保護者は「子どもを叱りすぎているような気がする」と、小学生保護者は「子どもの教育に関すること」が最も高くなっています。

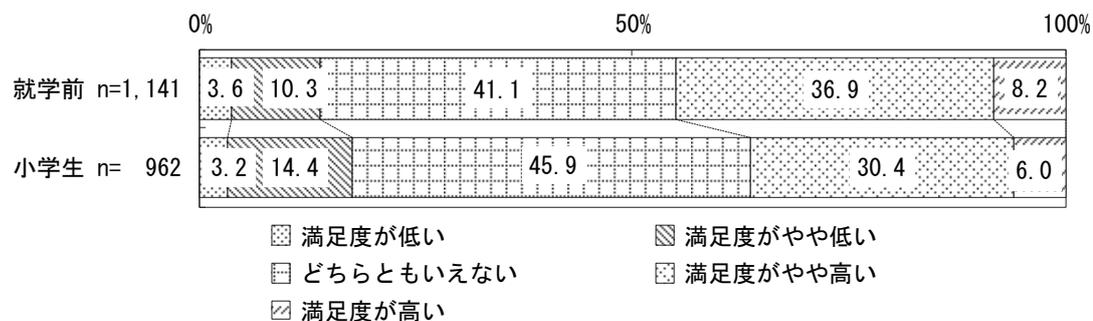
図表 2-57 子育てに関して悩んでいること（複数回答）



⑳ 子育て環境や支援に関する満足度

住んでいる地域における子育て環境や支援に関する満足度（「満足度が高い」＋「満足度がやや高い」）についみると、就学前児童保護者では45.1%、小学生保護者では36.4%となっています。

図表 2-58 子育て環境や支援に関する満足度



2 ニーズ調査結果からわかる課題のまとめ

住民の協力のもと実施したニーズ調査の結果から、本町における子ども・子育て支援の課題が浮かび上がってきました。本計画では、こうした課題の解決を目指して、子ども・子育て支援に関する様々な取組を検討し、推進していきます。

- 父親の子育てや教育への参加が進んできており、父母がともに日常的に子育てに関わる事が当たり前になってきています。
- 一方で、子育て世帯の核家族化が進んでおり、祖父母が近居しているケースは50%程度であるものの、日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる機会が少なくなっています。
- 子育てに最も影響すると思われる環境は「家庭」であるとの回答が非常に高くなっています。



子育てを行っている家庭を中心に、各世帯が抱えている様々な課題を解決できる支援体制を整えていく必要があります。また、情報提供や相談体制の充実を図ることにより、誰もがサービスや支援を受けやすい環境を整える必要があります。

- 働く母親が増加しています。特にフルタイムで就労している人が大幅に増えています。また、パート・アルバイト等で就労している人もフルタイムへの転換を希望する人が少なくありません。
- 父親の約40%が1日あたり10時間以上就労しており、生活の中で労働の比重が重くなっています。
- 子育てに不安や負担を感じている人の多くは、経済的な負担とともに「仕事と子育ての両立が難しい」ことをあげています。
- 父母ともに育児休業の利用率が高くなってきました。



女性の働ける環境が整いつつあります。父親の労働環境については少しずつ改善の方向に進んでいますが、家庭よりも仕事を優先せざるを得ない状況にあるのが現状です。引き続き、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。父親も母親も同じように子育てを担っていけるよう、仕事と子育ての両立に関する啓発や情報提供が重要です。

- 母親の就労が進むにしたいが、教育・保育事業の利用率やニーズも上昇しています。
- 土曜・休日や長期休暇中、一預かり等の不定期な教育・保育事業の利用希望は高くなっています。



働き方の多様化や保護者のレスパイト（休息）の必要性などに対応して、中長期的な視野で提供体制を整えていく必要があります。

- 就労している母親の増加に伴い、放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用者が増加しており、特に長期休暇中の利用希望が高くなっています。



保護者の就労状況や世帯状況の変化により多様化したニーズを把握しながら、子どもたちが安全・安心に過ごせることを前提に、子どもの放課後の居場所づくりを検討していく必要があります。

- 子育てに喜びや楽しみ、生きがいを感じている保護者が約80%を占めています。
- 地域における子育て環境や支援について満足だと感じている人が、就学前児童の保護者では45%以上、小学生の保護者では35%以上あります。



子育てに関する自己肯定感を高めるために、子育てに対する不安や負担をできる限り軽減することが重要です。また、子どもたちが菰野町で健やかに成長できるよう、家族、地域、行政が一体となった取組を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な枠組み

1 基本理念

令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指しています。

この考え方は、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支える〈子ども・子育て支援制度〉にも通底するものであり、本町の第2期計画の基本理念である「子どもがもつ権利を尊重し、地域で助けあい支えあうまち 菰野」と合致します。

そこで、本計画においても、第2期計画の基本理念を継承するとともに、子どもの視点に立ったまちづくりを目指し、関連する施策を総合的に推進します。

子どもがもつ権利を尊重し、地域で助けあい支えあうまち 菰野

〈基本理念の考え方〉

- 町民一人ひとりが子育てを自分たちの問題として認識し、様々な世代が積極的に行動することにより、地域全体で子育てを支える町を目指します。
- 子どもたちを家族、地域、行政が一体となって見守り、健やかに成長できる環境づくりを推進します。
- 親が子育ての第一義的責任を果たしつつ、地域や社会に参画できるまちづくりを目指します。
- 菰野町の子どもたちを〈将来を担う〉というだけの存在ではなく、〈いまを生きる住民〉として捉え、子どもの視点に立ったまちづくりを目指します。

2 基本目標

本計画では、基本理念の実現を目指すため〈子どもと親の健康を守る〉〈配慮の必要な子ども・子育て家庭を見守り支える〉〈子どもと親の育ちを支える〉〈地域社会における子育て支援の推進〉を基本目標と設定します。

基本目標1 子どもと親の健康を守る

安全で安心して妊娠、出産、育児ができるよう医療機関との連携により、周産期からの親子支援を行います。さらに、家族の心身の健康や子どもの健やかな発育、発達を支えるため、こども家庭センターなどの運営と妊娠期から乳幼児期、就学期までの切れ目ない母子保健事業の充実に努めます。特に、産前・産後のケアについては、育児への不安や生活上の困り事感を軽減させるため、重点的に取り組みます。また、子どもと親が安心して医療を受けられる体制づくりに取り組みます。

☆施策の方向性

- 1 母子の健康保持
- 2 継続的な育児支援の実施
- 3 医療を受けられる体制づくり

基本目標2 配慮の必要な子ども・子育て家庭を見守り支える

障がいのある子どもとその保護者や子どもの成長に不安を抱える保護者などが安心して地域で生活できるよう、きめ細かな相談事業や特別保育等の充実に図るとともに、保健、医療、福祉、教育等の連携による途切れのない一貫した支援体制づくりを進めます。また、ひとり親家庭や経済的に困難を抱える家庭などに対し、子どもの養育問題や経済的な不安を解消するため、関係機関との連携を図りながら、相談や指導、経済的自立のための支援を行います。

さらに、地域全体で児童虐待などの未然防止と早期発見、対応に取り組む体制づくりを進めるため、関係機関の連携強化を図ります。

☆施策の方向性

- 1 要支援児童対策
- 2 ひとり親家庭への支援
- 3 子どもの貧困対策
- 4 児童虐待対策

基本目標3 子どもと親の育ちを支える

子どもが健やかに成長するためには、保護者が地域の中で孤立することなく、ゆとりを持って子どもに向き合えることが重要です。すべての保護者が喜びを感じながら子育てに取り組むことができるよう、幼児期における教育・保育の充実と多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図るとともに、保護者が必要な情報を知ることができ、必要なサービスを利用できるよう情報提供を行います。

また、小学生が安心して過ごせる放課後の居場所づくりに努めます。

☆施策の方向性

- 1 相談支援の充実
- 2 幼児期の教育・保育環境の充実
- 3 放課後児童対策
- 4 多様なニーズへの対応

基本目標4 地域社会における子育て支援の推進

家庭、学校、地域など社会のあらゆる場面で、学習や遊びを通して人間関係が築かれ、子どもの想像力や豊かな人間性が育まれます。これからの菰野町を担う子どもたちが明るい希望を抱き、自分の力でたくましく育っていけるよう、地域ぐるみで子育て支援を行い、子どもの視点に立ったまちづくりをめざします。

また、子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれないよう、安心して快適に暮らせる生活環境を、地域住民と行政の協働により築いていきます。

☆施策の方向性

- 1 子育てネットワークの充実
- 2 地域人材の活用
- 3 体験・交流活動の促進
- 4 青少年健全育成の促進

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	具体的施策
子どもがもつ権利を尊重し、地域で助けあい支えあうまち 菰野	基本目標 1 子どもと親の健康を守る	1 母子の健康保持	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦健康診査等の充実 ○周産期支援体制の充実 ○助産師による産後ケア事業 ○乳幼児健康診査の充実 ○予防接種の普及啓発と接種率の向上 ○任意予防接種費用の助成
		2 継続的な育児支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師や助産師による訪問指導の充実 ○保健指導・各種教室の充実
		3 医療を受けられる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費助成の充実 ○医療情報提供の充実 ○不妊治療等助成
	基本目標 2 配慮の必要な子ども・子育て家庭を見守り支える	1 要支援児童対策	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要な児童に対する保育の充実 ○各ステージに対応した発達支援事業の充実 ○相談機能の向上 ○就学前教育・保育と小学校との連携を図る取組 ○小中学校における特別支援教育の充実 ○不登校児童生徒の支援の充実 ○ヤングケアラー支援
		2 ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭への経済的支援 ○ひとり親を選択する妊産婦や保護者への個別支援 ○母子父子寡婦福祉会の活動支援
		3 子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前教育・保育事業における費用負担軽減の実施 ○就学援助費の交付 ○奨学金貸付制度
		4 児童虐待対策	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待への早期発見、早期対応 ○要保護家庭との相談事業の充実 ○虐待防止啓発活動 ○関係機関との密接なケース検討会議の開催
	基本目標 3 子どもと親の育ちを支える	1 相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者支援事業 ○子育て支援センター事業の展開による相談・情報提供機能の充実 ○育児教室・育児相談の充実 ○父親の育児参加に向けた情報提供 ○子育て情報提供の充実
		2 幼児期の教育・保育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園・幼保一体化運営の充実 ○認定こども園の普及 ○幼稚園教諭・保育士の人的な資質向上への取組 ○開かれた園づくりの推進
		3 放課後児童対策	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブの運営の支援と環境整備の推進
		4 多様なニーズへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の就労状況に即した保育サービスの提供 ○多様な保育事業の導入等 ○一時預かり（預かり保育）事業の充実 ○一時預かり（一時保育）事業の充実 ○ショートステイ事業の利用促進
	基本目標 4 地域社会における子育て支援の推進	1 子育てネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てサロンの利用周知及び子育て世代のネットワーク化の推進 ○人材の養成とサークル・団体活動の支援 ○ファミリー・サポート・センター事業の充実と情報の提供
		2 地域人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後子ども教室の継続的な開催 ○地域ぐるみの体験活動の推進 ○図書読み聞かせ事業の充実
		3 体験・交流活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども会育成会・スポーツ少年団活動等の育成支援 ○子どもの豊かな心を育む文化事業の開催
		4 青少年健全育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年育成町民会議の活動の充実 ○地域の見守り体制の強化

第4章 施策の展開

I 子どもと親の健康を守る

1 母子の健康保持

【施策の方向性】

乳幼児の心身の健やかな発育・発達を支えるため、乳幼児健康診査等のさらなる充実を図り、疾病や障がいの早期発見、早期治療、事後指導等の健康管理への支援に力を入れていくとともに、母親の健康も守られるよう、妊娠期から産後にかけての節目ごとに一貫した母子保健サービスを提供していきます。また、医療機関等との連携を図り、緊急時に迅速かつ適切な対応が行えるよう、周産期の支援体制の充実を目指していきます。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
妊産婦健康診査等の充実 （子ども家庭課）	妊婦健康診査、産婦健康診査の受診率の向上に努めるとともに、産科医療機関と連携を図り、助産師、保健師、看護師による妊産婦相談や家庭訪問による指導を充実させます。また、産後うつなどの継続支援が必要な妊産婦を把握し、関係機関と連携して、妊産婦が安心して過ごすことの出来るように、メンタルヘルス対策の充実に努めます。 【主な取り組み】 ・多胎妊婦助成健康診査費用助成の実施 ・低所得の妊婦に対する初回産科費用助成の実施 ・妊婦歯科健康診査の実施 等
周産期支援体制の充実 （子ども家庭課）	妊娠期から医療・保健・福祉が連携し、切れ目のない支援を行うため、医療機関等との連携により、周産期の支援体制の強化を図ります。 【主な取り組み】 ・妊産婦健診実施医療機関との情報共有 等
助産師による産後ケア事業 （子ども家庭課）	退院直後の母子に対して助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業を実施し、母子保健の充実に努めます。 【主な取り組み】 ・産後ケア事業の実施 等

施策名（担当課）	施策の内容
乳幼児健康診査の充実 （子ども家庭課）	定期の乳幼児健診に加えて独自の健診等を実施し、乳幼児の健康管理の支援を充実させるとともに、受診率の向上を図るため、対象者への周知徹底に努めます。また、診査結果をもとに関係機関との連携を強化しフォロー体制の確立に努めます。 【主な取り組み】 ・ハッピーベビー6か月事業の実施 ・2歳6か月児歯科健診の実施 ・こもしか広場（歯科衛生士相談会）の開催 等
予防接種の普及啓発と接種率の向上 （子ども家庭課）	子どもたちをさまざまな病気から守るため、保護者に対して、予防接種に関する正しい情報提供を行い、接種率の向上を目指します。 【主な取り組み】 ・乳幼児健診等の機会を通じた接種状況の確認と勧奨 等
任意予防接種費用の助成 （子ども家庭課）	予防接種の定期接種化の把握を行い、ワクチン接種による効果を見極めながら、その時に必要な任意予防接種への助成を行います。 【主な取り組み】 ・季節性インフルエンザワクチン接種費用助成の実施 ・おたふくかぜワクチン接種費用助成の実施 等

2 継続的な育児支援の実施

【施策の方向性】

すべての女性が安心して、安全な環境で妊娠、出産、育児ができるよう、妊娠初期からの継続した育児支援を行っていきます。個別訪問を含めた保健指導や相談体制の充実、各種教室の開催等に取り組み、母子の健康保持や育児不安の解消に努めます。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
保健師や助産師による訪問指導の充実 （子ども家庭課）	新生児・乳児の発育・栄養・環境・疾病予防とともに、母親の産後の健康保持や育児不安を解消するため、専門職によるきめ細かな家庭訪問を行います。また、産婦と家族、新しい命が安心して生活できるように、引き続き早期支援とその後の支援の継続に努めます。 【主な取り組み】 ・赤ちゃん訪問の実施 ・養育支援訪問事業の実施 等
保健指導・各種教室の充実 （子ども家庭課）	妊産期のさまざまな不安を緩和し、孤立を防ぐため、妊産婦教室等を開催し、妊婦の交流や相談の機会の充実に努めます。また、妊婦が参加しやすいような工夫について検討し、産前・産後サポートの充実に努めます。 【主な取り組み】 ・パパママ教室の開催 ・たまびよ広場（8か月妊婦）の開催 等

3 医療を受けられる体制づくり

【施策の方向性】

安心して子どもを生き育てるためには、いざという時に対応できる小児救急医療体制が充実しなければなりません。かかりつけ医やその他医療機関、関係機関との連携を図り、小児の医療体制の円滑化に努めるとともに、経済的な理由で医療機関を受診できないことがないように、医療費助成の充実を図ります。また、不妊治療や不育症治療を受けた夫婦に対する経済的な支援を行うことで、妊娠・出産についての希望がかなえられるよう努めます。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
医療費助成の充実 （住民課）	中学生までの児童を養育する家庭の保健と福祉を増進するため、医療費助成の適正な支給に努めます。また、福祉医療費助成の受給資格がない高校生等に対しても、受診機会の保障や保護者の経済的な負担軽減に努めます。 【主な取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成の実施（乳幼児、障がい児、ひとり親） ・高校生等医療費負担軽減事業の実施 等
医療情報提供の充実 （健康福祉課、子ども家庭課）	救急医療情報システム（医療ネットみえ）の利用等による救急医療、小児救急医療の情報提供を推進し、迅速かつ適切な治療が受けられるような環境づくりに取り組みます。また、救急講座、急病時の対応などの講座の充実に努めます。 【主な取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> ・菰野町医療マップの作成 ・親子健康カレンダーの作成 等
不妊治療等助成 （子ども家庭課）	妊娠・出産を希望する方への支援として、特定不妊治療や不育症治療を受ける方の経済的負担の軽減に努めます。 【主な取り組み】 <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療助成（先進医療・回数追加）の実施 ・不育症治療費助成の実施 等

II 配慮の必要な子ども・子育て家庭を見守り支える

1 要支援児童対策

【施策の方向性】

身体等に障がいのある子どもや、発達障がいを含む困り感のある子ども、また、家庭環境によりヤングケアラーとしての生活を余儀なくされている子どもなど、多様な支援を必要とする児童とその保護者に対して、一人ひとりの状況に応じた支援の充実や相談機能の向上を図るとともに、各種関係機関が連携し、必要に応じて情報を共有することで、途切れない支援を進めます。

また、就学期の子どもに対しても、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の指導・支援の充実を図るとともに、不登校児が全国的に増加傾向にある中で、適切な初期対応やスクールソーシャルワーカーとの連携による取り組みを推進します。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
支援が必要な児童に対する保育の充実 (子ども家庭課)	現在行っている要支援児童に対する保育の継続実施とともに、計画的に職員を研修に派遣し、保育士の資質の向上を図り、専門性を高めた保育を実施します。 【主な取り組み】 ・加配保育士の配置 等
各ステージに対応した発達支援事業の充実 (子ども家庭課)	専門機関などと連携を図りながら、身近な地域で障がいの程度等に対応した発達支援教室などを実施し、子どもやその保護者の負担軽減に努めます。 【主な取り組み】 ・療育支援教室の開催（集団・個別） ・訪問巡回相談の実施（公認心理師・言語聴覚士） 等
相談機能の向上 (子ども家庭課)	子どもの発達などについて、身近なところでより専門的な相談をすることができるよう、相談機能の向上を図るとともに、多岐にわたる相談内容に対応するため、職員の資質の向上を含めた体制の充実に努めます。 【主な取り組み】 ・みえ発達障がい支援システムアドバイザーの育成 等

施策名（担当課）	施策の内容
就学前教育・保育と小学校との連携を図る取組 （子ども家庭課、教育課）	発達支援を含めた途切れない支援の継続を目指し、交流機会の提供や就学にあたっての引き継ぎの充実に努め、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校間の連携の強化を図ります。 【主な取り組み】 ・新一年生訪問の実施 ・園と小学校での引き継ぎ連絡会の実施 等
小中学校における特別支援教育の充実 （教育課）	個別の指導計画等の作成及び活用により、就学前から一貫した途切れない支援を進めるとともに、自立と社会参加の実現に向けた支援の充実に努めます。 【主な取り組み】 ・通級指導教室の開設 ・小中学校への日本語指導員の派遣 等
不登校児童生徒の支援の充実 （教育課）	各学校において不登校対策会議を開き、学校全体で適切な初期対応に取り組むとともに、菰野ふれあい教室と連携した支援を実施します。また、県スクールソーシャルワーカーと連携し、問題解決に向け取り組みます。 【主な取り組み】 ・菰野ふれあい教室の運営 等
ヤングケアラー支援 （子ども家庭課、関係各課）	ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）の抱える、家庭状況の複雑・複合的な問題に対する包括的な支援に努めます。 【主な取り組み】 ・利用者支援事業（こども家庭センター サポートプランの作成） 等

2 ひとり親家庭への支援

【施策の方向性】

年々増加しているひとり親家庭の生活の安定と自立支援を図るために、個々の家庭の状況に応じた支援の充実に努めます。町や県による経済的支援等各種支援策の周知徹底と適正な運用を進めるほか、子どもたちの成長に応じたそれぞれのステージごとの利用者の経済的負担の軽減に努めます。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
ひとり親家庭への経済的支援 (子ども家庭課)	<p>経済的な困難に特に陥りやすいひとり親家庭に向けて、その生活の安定と自立支援を図り、子どもの健やかな成長につながるよう、各種の給付や助成、貸付等を実施します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給 ・医療費助成の実施（ひとり親）（再掲） ・一人親家庭高等学校等通学費援護金の支給 ・母子父子寡婦福祉資金貸付の実施 ・自立支援教育訓練給付金の活用 等
ひとり親を選択する妊産婦や保護者への個別支援 (子ども家庭課)	<p>ひとり親での出産、育児を選択する妊産婦や保護者に対し、孤立防止や必要な情報提供ができるように、窓口での相談の充実に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業（こども家庭センター サポートプランの作成） 等
母子父子寡婦福祉会の活動支援 (子ども家庭課)	<p>母子父子寡婦家庭に対する福祉の向上を図るため、会員相互の自立向上の取組の支援に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菰野町母子父子寡婦福祉会補助金の交付 等

3 子どもの貧困対策

【施策の方向性】

子どもの貧困（相対的貧困の状態にある18歳未満の子ども）が社会全体の問題として取り上げられる中で、家庭の経済的な理由により子ども本人が希望する進学を諦めたり、子どもの将来が閉ざされることがないように支援していく必要があります。そのため、経済的な困難を抱える家庭に対し、相談体制の整備や経済的負担の軽減を図るなど、支援体制の充実に努めます。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
就学前教育・保育事業における費用負担軽減の実施 （子ども家庭課）	保育料等の基本部分以外の実費徴収について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、日用品・文房具等の物品購入費や各行事参加費を助成します。また、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園の園児について、年収360万円未満相当世帯、第3子以降の園児の副食費の助成を実施します。 保護者の利用者負担の軽減を図るため、就学前教育・保育の利用者負担額・副食費について、多子の場合の軽減を実施します。 【主な取り組み】 ・実費徴収に係る補足給付の実施 ・利用者負担額・副食費の多子軽減の実施 等
就学援助費の交付 （教育課）	家庭の経済的理由から就学が困難な児童生徒の保護者に対して、子どもたちの就学を援助するため、給食費や学用品費の支給を実施します。 【主な取り組み】 ・就学援助費の交付 等
奨学金貸与制度 （教育課）	経済的な理由で、高等学校等に進学することが困難な方を対象に、無利息で修学のための資金を貸与します。 【主な取り組み】 ・奨学金貸与の実施 等

4 児童虐待対策

【施策の方向性】

要保護児童問題について、対象児童やその家族への支援等についての協議を行う要保護児童等対策地域協議会を中心として、関係機関との連携強化を図り、各々の役割を把握・徹底することで、地域全体で児童虐待発生防止と早期発見・早期対応、再発防止、さらに社会的自立に至るまで虐待問題の全体にわたって取り組む体制の充実を図ります。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
児童虐待への早期発見・早期対応 (子ども家庭課)	関係機関と密接に情報共有を図り、早期発見に努めます。また、児童虐待を確認したときは、関係機関と連携し子どもの安全を確保することを最優先とし、早期対応を図ります。
要保護家庭との相談事業の充実 (子ども家庭課)	母子保健部門との連携体制が強化された「こども家庭センター」において、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、各家庭の実情を把握した上で訪問を含めた相談対応を行い、継続的な支援等を実施します。 【主な取り組み】 ・利用者支援事業（こども家庭センター サポートプランの作成） 等
虐待防止啓発活動 (子ども家庭課)	虐待を未然に防ぐことを目的とし、通報義務や虐待の現実についての講演会などを実施し、虐待防止啓発に努めます。 【主な取り組み】 ・虐待防止講演会の実施 ・小中学校等での啓発物品の配布 等
関係機関との密接なケース検討会議の開催 (子ども家庭課)	多方面の意見を聴取し、支援を必要とする子どもにとって最適な支援方法を見出すため、関係機関との密接なケース検討会を随時開催します。また、児童相談所との意見交換や情報共有を行い、より密接なケース検討を行います。 【主な取り組み】 ・要保護児童等対策地域協議会の定期的な開催 ・利用者支援事業（こども家庭センター 統括支援員の配置） 等

【他計画等における関連施策】

関連施策名（担当課）	施策の内容
スクール相談ネットワーク、 生徒指導推進協力員の配置 （教育課）	問題行動の未然防止や居心地のよい集団づくりを目指し、スクール相談ネットワークや生徒指導推進協力員と連携し、生徒指導を充実していきます。
スクールカウンセラーによる相談体制の充実 （教育課）	スクールカウンセラーや養護教諭による相談体制の充実を図ることで、子どもたちのさまざまな心の問題に対応していきます。

Ⅲ 子どもと親の育ちを支える

1 相談支援の充実

【施策の方向性】

保護者の子育てに対する不安感や孤独感を解消するには、相談体制の整備や子育てサービス等の情報提供の充実が重要な役割を持ちます。町内2か所の子育て支援センターを地域子育て相談機関としてその機能向上を目指すとともに、妊娠期から産後にかけての伴走型の相談支援の実施を含めて、機会を捉えた相談支援の充実を図ります。

また、働く母親が増加するにしたいがい、男性も含めた仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）がより大きな課題となってきたことから、男性も女性もともに協力して子育てに取り組むことの重要性について、妊娠期の機会から意識啓発に努め、男女がともに子育てに関わる意識の醸成を図ります。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
利用者支援事業 （子ども家庭課）	行政の窓口や地域子育て相談機関において、利用者の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整に努めます。また、令和6年度から子ども家庭課に設置したこども家庭センターにおいて、児童福祉分野との連携のもと、母子保健の充実に努めます。 【主な取り組み】 ・利用者支援事業（基本型、こども家庭センター型） ・妊婦のための支援給付、伴走型相談支援事業 等
子育て支援センター事業の展開による相談・情報提供機能の充実 （子ども家庭課）	不安を抱える親子が気軽に利用できる雰囲気づくりに努めるとともに、引き続き地域の身近な場所での育児相談、子育て支援サービス等の情報提供に努めます。 【主な取り組み】 ・地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業 ・わくわく広場（各園巡回）の開催 等
育児教室・育児相談の充実 （子ども家庭課）	育児教室・育児相談を実施し、育児に対する不安や悩みを持つ保護者に対する相談の充実と交流の場と機会を提供します。 【主な取り組み】 ・たまびよ広場の開催（再掲） 等

施策名（担当課）	施策の内容
父親の育児参加に向けた情報提供 （企画情報課、子ども家庭課）	<p>男女の間の固定的な役割分担意識を見直し、家族が協力して子育てを行えるよう、男女がともに協力し、子育てする意識の啓発のため、父親向けの妊娠・出産に関する小冊子の配付や、イベント開催、育児休業取得に関する情報提供を行い、父親の育児参加の促進に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パパママ教室の開催 ・父子健康手帳の配付 ・子育て参画関連イベントの実施 等
子育て情報提供の充実 （子ども家庭課）	<p>各種事業を通して、子育てに関する相談窓口の周知や子育て情報の発信を行い、支援を必要とする親子が適切なサービスを利用できるよう、情報の提供に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子健康カレンダーの作成 等

2 幼児期の教育・保育環境の充実

【施策の方向性】

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを十分に考慮し事業を展開していかなければなりません。幼稚園・保育園では、一人ひとりの子どもの発達状況に応じて、質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。また、幼稚園・保育園から小学校への円滑な移行を促進するための保育・教育機関の一層の連携強化に加え、保護者の就労形態に関わらず、すべての子どもたちが一定の教育・保育環境のもとで成長できる環境を整えるため、こども園化を含めた幼保一体化事業の充実に努めます

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
認定こども園・幼保一体化運営の充実 （子ども家庭課）	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の教育・保育の提供と充実に努めます。幼保一体化運営については、就学前の幼児教育及び保育を集約し、より質の高い教育・保育の提供を目指すとともに、認定こども園における地域の子育て家庭支援の充実に努めます。 【主な取り組み】 ・幼保小の架け橋プログラムの実施 等
認定こども園の普及 （子ども家庭課）	民間保育所等に対して、認定こども園に関する情報提供を行います。また、認定こども園への移行を希望する事業者に対して、認可基準等に関する助言や指導を行うなど、認定こども園への円滑な移行を支援します。
幼稚園教諭・保育士の人的な資質向上への取組 （子ども家庭課）	質の高い幼児期の教育・保育を提供するため、教諭・保育士に対する研修の充実等による資質の向上に努めます。 【主な取り組み】 ・保育指導主事の配置 等
開かれた園づくりの推進 （子ども家庭課）	地域から信頼される、開かれた園づくりを進めるため、行事の開催や地域との交流、情報発信を行うとともに、園での子どもたちの様子を見てもらおう機会の充実に努めます。

3 放課後児童対策

【施策の方向性】

小学校児童の放課後の居場所として、民設民営による町内の放課後児童クラブが主要な役割を担っていますが、共働き家庭の増加に伴い、利用児童数が大幅な増加傾向にあります。待機児童の発生を抑制するため、受け入れ定員の増加の取り組みによる量の確保を進めるとともに、利用している児童にとって過ごしやすい環境で、かつ各放課後児童クラブが継続的に運営をしていけるような支援に努めます。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
放課後児童クラブの運営の支援と環境整備の推進 (子ども家庭課)	児童が放課後を安全安心に過ごし、明るく、健やかに育つことを目的として、保護者等と協力しながら施設や設備の安全面、衛生面について配慮し、児童の生活の場としての機能が確保されるよう、適切で快適な環境の向上に努めます。 【主な取り組み】 ・放課後児童クラブ運営補助金の交付 等

4 多様なニーズへの対応

【施策の方向性】

現在、核家族世帯の増加や共働き世帯の増加等によって多様な保育サービスが必要とされています。子育てと保護者の就労の両立を目指した子育て支援事業の継続や、保護者の病気など予期しない事態に対する一時的な保育サービスの充実等、さまざまなニーズに対応する支援事業を展開していきます。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
保護者の就労状況に即した保育サービスの提供 （子ども家庭課）	保護者の就労状況に即した保育サービスの提供に努め、就労と子育ての両立について支援を図ります。 【主な取り組み】 ・延長保育事業の実施 ・土曜日保育の実施 等
多様な保育事業の導入等 （子ども家庭課）	多様化する保育需要に対応するため、障がい児保育や病後児保育の実施について支援を行い、保育サービスの充実を図ります。 【主な取り組み】 ・障がい児保育事業費補助金の交付 ・病後児保育事業の実施 等
一時預かり（預かり保育）事業の充実 （子ども家庭課）	保護者の希望に応じて、幼稚園の在園児及び認定こども園の幼稚園部に在園する児童を、通常の教育時間の終了後や長期休暇中等に、一時的に預かり、必要な保育を行います。 【主な取り組み】 ・一時預かり（預かり保育）事業の実施 等
一時預かり（一時保育）事業の充実 （子ども家庭課）	保護者の不規則な就労や冠婚葬祭、育児疲れの解消等の理由で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった未就園の乳児又は幼児を一時的に預かり、必要な保育を行います。 【主な取り組み】 ・一時預かり（一時保育）事業の実施 等
ショートステイ事業の利用促進 （子ども家庭課）	保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設において、一時的に子どもを預かり、宿泊を伴う必要な養護を行います。あわせて、家庭の環境調整や必要な支援に努めます。 【主な取り組み】 ・ショートステイ事業の実施 等

【他計画等における関連施策】

関連施策名（担当課）	施策の内容
中学生を対象としたライフプラン教育への支援 （子ども家庭課）	小中学校が実施する性教育、ライフプラン教育への支援を行います。
食育教室の開催、食育指導の推進 （健康福祉課、教育課、子ども家庭課）	望ましい食生活を通じた子どもの健やかな成長に向けて、家庭と連携しながら食育の推進に努めます。また、給食においてもバランスのとれた栄養豊かな食事を提供するとともに、「地産地消」の推進、「給食だより」の発行等情報提供の充実を図ります。
ジュニアリーダーの養成、参画事業の実施 （コミュニティ振興課）	町、郡の子ども会育成会で、交流会やリーダー研修会等を行い、活動の中心として自分で考え実行し、指導できるジュニアリーダーの養成に努めるとともに、ジュニアリーダーとして参画できる活動の場を提供します。
外国人青年との国際交流会 （企画情報課、コミュニティ振興課）	諸外国の文化や価値観などにふれることで、多文化共生への理解を深めるため、外国人青年と様々なイベントを通じて交流する活動の機会の充実に努めます。
菰野町図書館と学校図書館の連携 （教育課）	菰野町図書館司書によるブックトークや学校図書館の整備等、菰野町図書館と連携した取り組みを行います。
日常的な安全点検の実施 （教育課）	日常的な学校設備の安全点検の実施に努め、子どもが安心して学校生活を送れるような環境づくりを進めます。
教師の指導力の向上 （教育課）	人事評価制度の適切な運用や、各学校における OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）による人材育成等により、教職員一人ひとりの能力開発と資質の向上を図ります。
少人数教育の推進 （教育課）	一人ひとりの習熟度に合わせて、よりきめ細かな指導を実施するために、少人数教育の推進・充実を図ります。
新しい時代をたくましく生き抜く子どもの育成 （教育課）	<p>新しい時代をたくましく生き抜く子どもの育成を目指し、これから直面する様々な課題を解決するための自立・共生の力を養うための取組に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育、ICT 機器の充実 ・健全な発育のための保健指導の充実 ・人権教育・道徳教育の推進 ・読書活動の推進

IV 地域社会における子育て支援の推進

1 子育てネットワークの充実

【施策の方向性】

子育て中の親子の孤立化を防ぐために、親同士を結び付ける働きかけが重要です。そのため、子育て支援ネットワークの中核となる人材の養成に努めるとともに、各小学校区で実施されている子育てサロンといった親子が交流できる場の提供により、利用者相互の仲間づくりを支援し、子育てしやすい環境を整えます。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
子育てサロンの利用周知及び子育て世代のネットワーク化の推進 (子ども家庭課)	親子同士の交流の場として、子育てサロンを実施するとともに、広報活動による子育てサロンの利用周知に努めます。また、子育て世代のネットワーク化を推進し、親同士の活発な情報・意見交換や交流の機会を提供します。 【主な取り組み】 ・子育てサロンの実施 ・情報誌（こもっ子 mama）の発行 等
人材の養成とサークル・団体活動の支援 (子ども家庭課)	子育て世代のネットワークの中核となる子育てキーパーソンの養成講座の開催により、地域における子育て支援を支える人材の養成に努めます。また、地域で活動する子育て支援サークルに対して、人材やサークル間の交流を深めるための情報提供・交流イベントの開催、活動の場の提供といった支援に努めます。 【主な取り組み】 ・子育てキーパーソン養成講座の開催 等
ファミリー・サポート・センター事業の充実と情報の提供 (子ども家庭課)	ファミリー・サポート・センター事業の普及啓発を図り、子育て経験者等の、サポート会員への登録を促進します。また、会員同士の交流の充実を図るとともに、事故予防のためのサポート会員講習会の開催など、サポート力の向上に努めます。 【主な取り組み】 ・ファミリー・サポート・センター事業の実施 等

2 地域人材の活用

【施策の方向性】

子どもたちが社会性や明るさを育み、健やかに成長していくためには、地域が一体となって子育てに関わっていくことが大切です。このような地域での子どもの育成力を高めるため、地域人材の協力を得ながら放課後子ども教室を継続的に開催するといった方法により、子どもたちと幅広い世代の地域住民との交流を図り、地域社会との繋がりを強化するとともに、地域による子どもの安全な居場所づくりと体験活動の機会の提供を支援します。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
放課後子ども教室の継続的な開催 （コミュニティ振興課）	町内小学生を対象とし、放課後等に町内 5 地区の公民館等を活用して、地域住民の参画を得て勉強やスポーツ、文化芸術活動の機会を提供することで、地域による子どもの安全な居場所づくりを支援します。 【主な取り組み】 ・放課後子ども教室の開催 等
地域ぐるみの体験活動の推進 （コミュニティ振興課、教育課）	子どもたちが地域で様々な経験を通じて生きる力を育めるよう、地域ボランティアによるイベントや体験活動事業への働きかけを行い、体験活動やイベントを実施するとともに、総合的な学習の時間の活用による、地域と連携した教育を充実していきます。 【主な取り組み】 ・コミュニティ・スクールの推進 等
図書読み聞かせ事業の充実 （教育課）	感性を豊かにする本との出会いの場として、図書館での読み聞かせ事業の充実に努めるとともに、実施主体のボランティアグループの活動の充実に促進します。 【主な取り組み】 ・図書館での読み聞かせ事業の支援 等

3 体験・交流活動の促進

【施策の方向性】

団体活動を通じた社会性や自律心の育成や、文化活動を通じた豊かな感性の醸成のため、子ども会育成会やスポーツ少年団活動の育成支援に努めるとともに、芸術文化協会との協働により文化事業を開催するなど、これらの活動が継続して活発に行われるよう、地域に応じた活動内容の充実や、後継の指導者の育成等を進めていきます。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
子ども会育成会・スポーツ少年団活動等の育成支援 （コミュニティ振興課）	団体活動による子どもの健全な発育を支援するため、各種育成団体に対して、補助金の交付等の運営支援や指導者の育成、活動場所の提供等を行います。 【主な取り組み】 ・子ども会育成会支援の実施 ・スポーツ少年団育成支援の実施 ・地域総合型スポーツクラブの活動支援の実施 等
子どもの豊かな心を育む文化事業の開催 （コミュニティ振興課）	豊かな感性を育むために、芸術や文化に触れる機会を提供するとともに、町芸術文化協会と協働して、日頃の習い事の成果を発表する機会を提供します。 【主な取り組み】 ・「コボンタフェスティバル」の開催 等

4 青少年健全育成の促進

【施策の方向性】

複雑化する青少年問題に的確に対応しつつ、地域の教育力を高めるため、青少年育成町民会議や子ども会育成者連絡協議会などを中心に、家庭、学校、地域の連携による子どもの健全育成や放課後等の居場所づくりに関する取組及び非行防止のための取組を支援するとともに、地域や学校における青少年育成活動を支える支援者、指導者の養成を図ります。

【具体的施策】

施策名（担当課）	施策の内容
青少年育成町民会議の活動の充実 （コミュニティ振興課）	子どもや地域に関わる諸団体によって構成される青少年育成町民会議において、青少年育成、家庭教育の推進、非行防止などについて地域社会が一体となって取り組むため、地域の課題の把握に努めるとともに、随時実施内容の検討を行い、地域の実情に応じた活動を展開していきます。 【主な取り組み】 ・菰野町青少年育成町民会議活動の実施 等
地域の見守り体制の強化 （コミュニティ振興課）	「こどもをまもるいえ」の協力世帯の更新及び協力依頼、さらに少年補導員によるパトロール活動の充実を図り、地域で子どもを見守る体制を強化するとともに、地域全体で子育てを支援していくための意識の啓発に努めます。 【主な取り組み】 ・菰野町青少年育成町民会議活動の実施（こどもをまもるいえ） 等

【他計画等における関連施策】

関連施策名（担当課）	施策の内容
<p>子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりの推進 （都市整備課、子ども家庭課）</p>	<p>施設や道路において、幅員や段差に配慮した整備を進めていくとともに、住民の意向を取り入れた公園の整備及び維持・管理に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路における歩行空間の確保 ・公園の維持管理 ・子育てバリアフリーの推進 等
<p>コミュニティバス、のりあいタクシー等移動手段の確保 （総務課）</p>	<p>コミュニティバス、のりあいタクシー等移動手段の確保・充実を図り、親子がおでかけしやすい環境の整備に努めます。</p>
<p>防災、防犯、交通安全対策の推進 （総務課、教育課、子ども家庭課）</p>	<p>子どもたちが様々な事件、事故、災害等から自らの命を守るため、あらゆる教育活動の中に安全教育を位置づけ、関係機関と連携しながら、自らが危険を予測、回避する力を身につけることができるよう取り組むとともに、安全な地域づくりのための啓発に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯ブザー等の防犯グッズの配布 ・小中学校での交通安全等指導計画の策定 ・通学路等の防犯灯の適正配置及び管理 ・学校警察連絡制度を活用した連携の強化 等
<p>学校運営協議会制度の活用 （教育課）</p>	<p>学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用して、随時学校運営や、学校と地域との連携等について意見を求め、反映していくことにより、地域に根ざし開かれた学校づくりに努めます。</p>

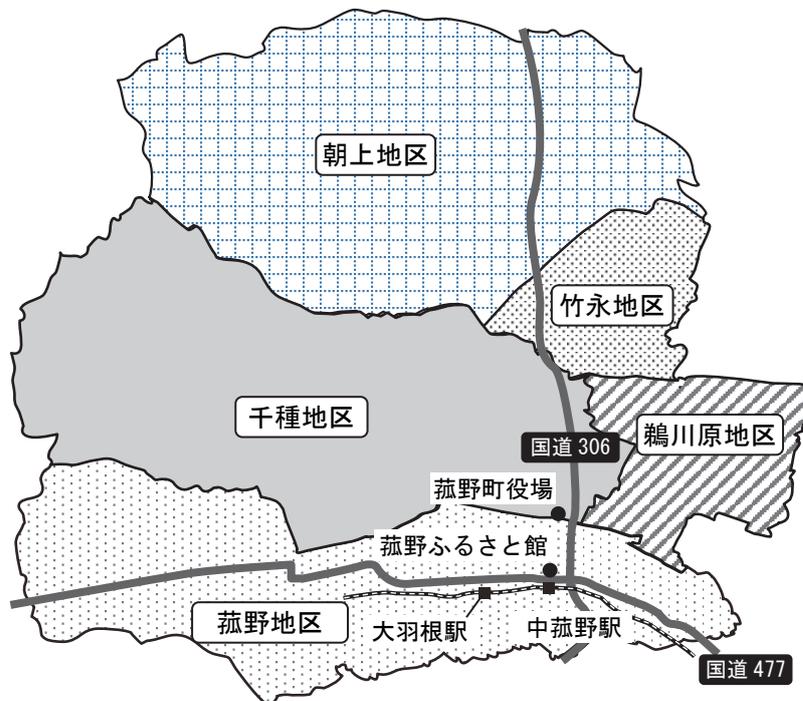
第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

本町においては、町域及び施設の整備状況並びにサービスの利用状況等を考慮し、原則として町全体を教育・保育提供区域とします。

図表5-1 小学校区



2 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推計

保育園、幼稚園などの教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを推計するとともに、その提供体制を確保するための内容及び実施時期を定めます。

(1) 量の見込みの算出方法

各年度における利用の見込み数である「量の見込み」については、国から示された手引きやワークシートに従って、概ね次のように算出しました。

- ① 各年度の子どもの数を推計します。



- ② ニーズ調査に基づき、子どもの年齢別に家庭類型とサービスの利用意向率を推計します。

*家庭類型とは、父母の有無、親の就労状況・就労意向から、「ひとり親家庭」「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などに分類したものです。



- ③ ②で推計算出した子どもの年齢別・家庭類型別のサービスの利用意向率に①で推計した各年度の推計子ども数を積算して見込み量を算出します。算出にあたっては、国が示したワークシート、量の見込みの算出等のための手引きを用いています。



- ④ ③のワークシートで算出された見込み量と、利用状況等の実態を勘案して見込み量の調整を行います。

(2) 子ども数の推計

各年度の推計子ども数（0～11歳）は図表5-2のとおりです。

町全体の推計子ども数は、小学校区別の推計子ども数（図表5-4～図表5-8）を積み上げたものです。小学校区別人口の推計は、令和2年から令和6年の4月1日の小学校区別住民基本台帳人口による変化率、子ども女性比、男女性比等を基に推計しています。

① 菰野町全体の推計子ども数

計画の目標年度である令和11年度には、令和6年の4,186人から388人減少して3,798人になると推計されます。

年齢別にみると、0～2歳の各年齢では、令和6年度に比べ令和11年度は増加していますが、それ以外の各年齢では減少しています。

図表5-2 計画期間の推計子ども数（0～11歳）

単位：人

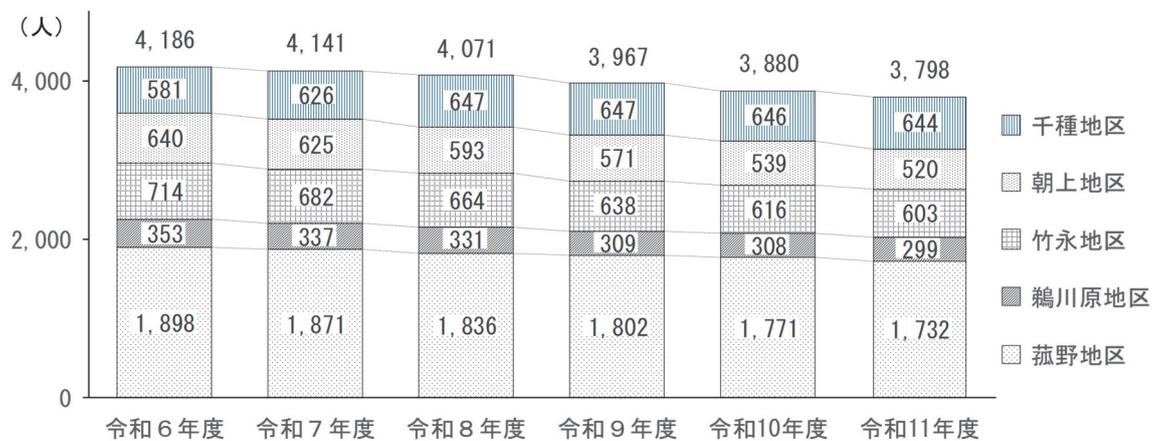
区 分	実 績	推 計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～11歳	4,186	4,141	4,071	3,967	3,880	3,798
0～2歳	786	796	818	858	862	862
0歳	232	268	273	275	275	273
1歳	267	248	284	286	288	288
2歳	287	280	261	297	299	301
3～5歳	1,022	983	946	865	869	885
3歳	343	299	291	270	307	309
4歳	330	347	302	290	269	304
5歳	349	337	353	305	293	272
6～8歳	1,154	1,123	1,081	1,063	1,010	964
6歳	365	355	343	354	306	295
7歳	390	373	362	346	358	309
8歳	399	395	376	363	346	360
9～11歳	1,224	1,239	1,226	1,181	1,139	1,087
9歳	414	402	399	377	364	347
10歳	415	419	406	399	377	364
11歳	395	418	421	405	398	376

(注) 令和6年は4月1日現在の住民基本台帳人口

② 小学校区別の推計子ども数

推計子ども数の推移を小学校区別にみると、宅地造成があった千種地区（令和6年度に104区画の分譲開始）以外は、いずれの地区も減少傾向にあります。特に朝上地区においては、令和11年度には520人と令和6年度に比べ120人（18.8%）の減少が予測されます。以下、減少率の高い順に、竹永地区が111人（15.6%）、鶯川原地区が54人（15.3%）、菰野地区が166人（8.7%）の減少となっています。なお、千種地区は63人（9.3%）の増加となっています。

図表5-3 小学校区別推計子ども数の推移



図表5-4 菰野地区の推計子ども数

単位：人

区分	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～11歳	1,898	1,871	1,836	1,802	1,771	1,732
0～2歳	393	390	398	413	418	421
0歳	119	130	133	134	135	134
1歳	133	126	138	140	142	144
2歳	141	134	127	139	141	143
3～5歳	469	440	426	404	402	409
3歳	151	143	136	129	141	143
4歳	149	150	142	135	128	140
5歳	169	147	148	140	133	126
6～8歳	511	507	472	470	441	427
6歳	152	171	149	150	142	135
7歳	182	151	170	148	149	141
8歳	177	185	153	172	150	151
9～11歳	525	534	540	515	510	475
9歳	178	177	185	153	172	150
10歳	179	178	177	185	153	172
11歳	168	179	178	177	185	153

(注) 令和6年は4月1日現在の住民基本台帳人口

図表 5-5 鶴川原地区の推計子ども数

単位：人

区 分	実 績		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～11歳	353	337	331	309	308	299
0～2歳	73	68	65	64	63	61
0歳	20	21	22	20	20	20
1歳	24	20	20	21	19	19
2歳	29	27	23	23	24	22
3～5歳	68	76	88	87	81	78
3歳	26	31	29	25	25	26
4歳	18	27	32	30	26	26
5歳	24	18	27	32	30	26
6～8歳	84	83	68	71	78	90
6歳	23	24	18	27	32	30
7歳	34	24	25	18	27	32
8歳	27	35	25	26	19	28
9～11歳	128	110	110	87	86	70
9歳	48	27	35	25	26	19
10歳	35	48	27	35	25	26
11歳	45	35	48	27	35	25

(注) 令和6年は4月1日現在の住民基本台帳人口

図表 5-6 竹永地区の推計子ども数

単位：人

区 分	実 績		推 計			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～11歳	714	682	664	638	616	603
0～2歳	113	114	118	126	126	123
0歳	33	40	41	41	40	39
1歳	38	34	41	42	42	40
2歳	42	40	36	43	44	44
3～5歳	181	166	141	123	124	128
3歳	55	43	41	37	44	45
4歳	66	55	43	41	37	44
5歳	60	68	57	45	43	39
6～8歳	197	189	200	190	175	150
6歳	68	61	69	58	46	44
7歳	59	69	62	70	59	47
8歳	70	59	69	62	70	59
9～11歳	223	213	205	199	191	202
9歳	76	71	60	70	63	71
10歳	67	75	70	59	69	62
11歳	80	67	75	70	59	69

(注) 令和6年は4月1日現在の住民基本台帳人口

図表５－７ 朝上地区の推子ども数

単位：人

区 分	実 績	推 計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～11歳	640	625	593	571	539	520
0～2歳	100	108	103	117	115	115
0歳	24	37	35	35	35	35
1歳	42	26	40	38	38	38
2歳	34	45	28	44	42	42
3～5歳	154	142	129	107	118	114
3歳	51	35	46	29	46	44
4歳	56	49	33	44	27	42
5歳	47	58	50	34	45	28
6～8歳	197	169	167	155	141	128
6歳	63	47	59	50	34	45
7歳	61	63	47	59	50	34
8歳	73	59	61	46	57	49
9～11歳	189	206	194	192	165	163
9歳	62	72	58	60	45	56
10歳	71	63	73	59	61	46
11歳	56	71	63	73	59	61

(注) 令和6年は4月1日現在の住民基本台帳人口

図表５－８ 千種地区の推計子ども数

単位：人

区 分	実 績	推 計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～11歳	581	626	647	647	646	644
0～2歳	107	116	134	138	140	142
0歳	36	40	42	45	45	45
1歳	30	42	45	45	47	47
2歳	41	34	47	48	48	50
3～5歳	150	159	162	144	144	156
3歳	60	47	39	50	51	51
4歳	41	66	52	40	51	52
5歳	49	46	71	54	42	53
6～8歳	165	175	174	177	175	169
6歳	59	52	48	69	52	41
7歳	54	66	58	51	73	55
8歳	52	57	68	57	50	73
9～11歳	159	176	177	188	187	177
9歳	50	55	61	69	58	51
10歳	63	55	59	61	69	58
11歳	46	66	57	58	60	68

(注) 令和6年は4月1日現在の住民基本台帳人口

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育（幼稚園、保育所（園）、こども園等）の「量の見込み」と「確保方策」は図表5-9のとおりです。

「量の見込み」は、家庭類型別児童数にニーズ調査結果をもとにした各事業の利用意向率に加え、実績等を考慮し算出しました。

「確保方策」は、現在把握している定員数の変更を踏まえて計上しています。

なお、就労の状況を勘案して2号認定を受けることのできる家庭でも、幼稚園の利用を希望されている場合は、1号認定の「量の見込み」と合わせて、幼稚園の定員数で確保を図ります。

■教育・保育の支給認定区分

年齢	保育を必要とする理由	対象施設	支給認定区分
満3歳以上	保育を必要とせず、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園	1号認定
満3歳以上	保護者の就労や疾病、その他保育を必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育所 認定こども園	2号認定
満3歳未満	保護者の就労や疾病、その他保育を必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業	3号認定

図表5-9 教育・保育の量の見込みと確保方策

<1号認定>

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人	180	170	150	150	150
確保方策	②特定教育・保育施設	人	180	170	150	150	150
	合計	人	180	170	150	150	150

< 2号認定 >

区 分		単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人	780	765	720	720	720
確保 方 策	②特定教育・保育施設	人	730	720	680	680	680
	③幼稚園＋預かり保育	人	50	45	40	40	40
	合計	人	780	765	720	720	720

< 3号認定（0歳） >

区 分		単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人	70	73	75	75	75
確保 方 策	②特定教育・保育施設	人	70	73	75	75	75
	合計	人	70	73	75	75	75

< 3号認定（1～2歳） >

区 分		単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（1～2歳）		人	330	340	360	360	360
	1歳	人	140	160	160	160	160
	2歳	人	190	180	200	200	200
確保 方 策	②特定教育・保育施設	人	330	340	360	360	360
	合計	人	330	340	360	360	360

< 0～2歳児の保育利用率 >

区 分	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率	%	50.3	50.5	50.7	50.5	50.5

※保育利用率は、国の指針に基づき、各年度の0～2歳の推計子ども数（図表5-2）に対する3号認定の利用定員数（図表5-9の0～2歳児の確保方策）の割合をもとに算出（少数点第2位を四捨五入）

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本町では、令和2年度から子育て世代包括支援センターにおいてサービスを提供してきましたが、令和6年度に「こども家庭センター」を開設したことにより、今後は2か所の子育て支援センターとこども家庭センターで事業を実施していきます。

図表5-10 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

◎基本型（子育て支援センター）

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
確保方策	か所	2	2	2	2	2

◎こども家庭センター型

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

時間外保育(延長保育事業)については、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間以外において、保育園等で保育を実施する事業です。本町では千種幼稚園・保育園及びたいりん保育園において実施しています。

現状の実施体制を維持していくことで、提供体制の確保を図ります。

図表5-11 時間外保育事業の量の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人年	100	100	100	100	100
確保方策	提供体制	人年	100	100	100	100
	実施か所	か所	2	2	2	2

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本町では、令和6年度現在、6か所の放課後児童クラブを設置しています。

今後も、現在の実施体制を維持するとともに、利用ニーズ等に対応できるよう、実施体制の強化を検討していきます。

図表5-12 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	人	688	695	705	711	719	
	1～3年生	478	483	490	494	499	
	4～6年生	210	212	215	217	220	
確保 方策	提供体制	人	688	695	705	711	719
	実施か所数	か所	7	7	7	7	

※「実施か所数」は運営主体の数を計上しています。以下同じ。

図表5-13 菰野地区の放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	人	317	318	321	322	324	
	1～3年生	220	221	223	224	225	
	4～6年生	97	97	98	98	99	
確保 方策	提供体制	人	317	318	321	322	324
	実施か所数	か所	1	1	1	1	

図表5-14 鶺川原地区の放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	52	51	50	50	49
	1～3年生	36	35	35	35	34
	4～6年生	16	16	15	15	15
確保 方策	提供体制	人	52	51	50	49
	実施か所数	か所	1	1	1	1

図表 5-15 竹永地区の放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
量の見込み	人	70	69	69	68	68	
	1～3年生	49	48	48	47	47	
	4～6年生	21	21	21	21	21	
確保 方策	提供体制	人	70	69	69	68	68
	実施か所数	か所	1	1	1	1	1

図表 5-16 朝上地区の放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
量の見込み	人	69	69	68	66	65	
	1～3年生	48	48	47	46	45	
	4～6年生	21	21	21	20	20	
確保 方策	提供体制	人	69	69	68	66	65
	実施か所数	か所	1	1	1	1	1

図表 5-17 千種地区の放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
量の見込み	人	180	188	197	205	213	
	1～3年生	125	131	137	142	148	
	4～6年生	55	57	60	63	65	
確保 方策	提供体制	人	180	188	197	205	213
	実施か所数	か所	3	3	3	3	3

※他小学校区の児童を受け入れているクラブあり。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で宿泊を伴う必要な保護を行う事業です。

本町には該当サービスを提供する施設はありませんが、広域的な対応により、引き続き緊急時などに利用可能な体制を確保していきます。また、保護者が子どもとともに利用することが可能であること等の周知を行います。

図表 5-18 子育て短期支援事業の量の見込みと確保策

区 分		単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人年	20	20	20	20	20
確保 方策	提供体制	人年	50	50	50	50	50
	実施か所	か所	2	2	2	2	2

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

助産師・保健師が、生後4か月頃までの乳児のいるすべての家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握して、適切な指導や助言、情報提供を行います。

引き続き、助産師・保健師による家庭訪問を行い、保護者の不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報の提供等を行います。

図表 5-19 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保策

区 分		単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人年	268	273	275	275	273
確保方策		人年	268	273	275	275	273

(6) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した情報により、養育支援が特に必要と認められる家庭を保健師等が訪問して、養育に関する指導・助言等の必要な支援を行う事業です。

引き続き、把握した家庭に対して、保健師等が定期的な見守りとフォローアップを行っていきます。

図表 5-20 養育支援訪問事業の見込みと確保策

区 分		単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人年	180	180	180	180	180
確保方策		人年	180	180	180	180	180

(7) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本町では令和6年度から実施しています。対象となる家庭の現状とニーズを把握しながら、現状の実施体制を維持していきます。

図表5-21 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

区 分	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人年	240	240	240	240	240
確保方策	人年	240	240	240	240	240

(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本町では子育て支援センターけやき及び北部子育て支援センターにおいて実施しています。

引き続き、2か所の子育て支援センターにおいて事業の充実を図ります。

図表5-22 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回/月	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000
確保方策	か所	2	2	2	2	2

(9) 一時預かり及び幼稚園の預かり保育

① 幼稚園の一時預かり事業（預かり保育）

預かり保育は、保護者の希望に応じて、幼稚園等の在園児を対象として平日の教育標準時間以降や長期休暇中に一時的に預かり、必要な保育を実施する事業です。

今後も、現状の実施体制を維持していくことで、提供体制の確保を図ります。

図表 5-23 幼稚園の一時預かり事業の量の見込みと確保策

実績値	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人年	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
	1号認定	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	2号認定	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
確保 方策	提供体制	人年	5,800	5,800	5,800	5,800
	実施か所数	か所	9	9	9	9

② 未就園児の一時預かり事業（一時保育）

一時保育は、保護者の仕事・職業訓練・就学、病気・入院・通院・出産、冠婚葬祭、育児疲れの解消のため、普段は家庭で保育している子どもを対象として一時的に預かり、必要な保育を実施する事業です。町内の保育園、認定こども園において実施しています。

今後も、現状の実施体制を維持していくことで、提供体制の確保を図ります。

図表 5-24 未就園児の一時預かり事業の量の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人年	2,000	2,060	2,120	2,190	2,250
確保 方策	提供体制	人年	2,250	2,250	2,250	2,250
	実施か所	か所	6	6	6	6

(10) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期である子どものいる保護者が、勤務等で自宅での育児ができない場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等を利用し、看護師等が一時的に保育等をする事業です。本町では、聖マリアこども園において病後児保育のみ実施しています。

現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、提供体制の確保を図ります。

図表 5-25 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保策

区 分		単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人年	15	15	15	15	15
確保 方策	提供体制	人年	15	15	15	15	15
	実施か所	か所	1	1	1	1	1

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状の実施体制を維持していくとともに、援助会員の増加に努めることにより提供体制の確保を図ります。

図表 5-26 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人年	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
確保方策	人年	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

(12) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では、妊娠届が提出された際に、14回（多胎妊婦は19回）の受診にかかる費用を対象者全員に対して補助しています。

引き続き、母子健康手帳交付時に受診票を配付し、費用の一部を補助します。

図表 5-27 妊婦に対する健康診査の見込みと確保策

区 分	単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回／年	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
確保方策	回／年	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

(13) 産後ケア事業

産後ケア事業は、出産後、体調がよくない人、赤ちゃんとの生活に強い不安がある人で、家族等からの支援が受けられない人等が、母子の心身のケア、授乳指導、育児相談などが受けられる事業です。本町では、助産師が自宅に訪問する訪問型、医療機関等に通所しケアを受けるデイケア型、医療機関等に宿泊滞在しケアを受ける宿泊型を実施しています。

産後の不安を軽減することで、誰もが安心して子育てができるよう利用の促進を図るとともに、現状の実施体制を維持していくことで、提供体制の確保を図ります。

図表 5-28 産後ケア事業の見込みと確保策

区 分	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人年	520	520	520	520	520
確保方策	人年	520	520	520	520	520

(14) 妊婦等包括相談支援事業

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てをできるようにするため、令和5年から「出産・子育て応援給付金事業」として従来の母子保健事業を強化し、妊娠期から子育て期まで身近で相談・支援を行う伴走型相談支援を行うとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等における負担軽減を図るため、出産・子育て応援ギフトを支給しています。令和7年度以降は法改正により「妊婦のための支援給付」として支給を継続していきます。

引き続き、こども家庭センター等において、妊娠期と出産後に保健師・助産師等が面談を行い、子育て支援サービスの紹介や相談支援等につなぐなど、子育てに必要な切れ目のない支援を実施します。

図表 5-29 妊婦等包括相談支援事業の見込みと確保策

区 分		単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	件	268	273	275	275	273
	1組あたりの面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	回	804	819	825	825	819
確保方策	面談実施合計回数	回	804	819	825	825	819

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況等を勘案し、次のような補足給付を行う事業を実施しています。
引き続き、社会情勢等の変化等を鑑みつつ、適正な事業の執行に努めます。

- ① 特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成
- ② 幼稚園等の特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき副食費の助成

(16) 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査・研究その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本町では、民間事業者参入の必要性が低いと考えられますが、今後、新規事業者の参入があった場合には導入について検討します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等を利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月当たり一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無に関わりなく通園できる事業です。

令和8年度からの実施に向けて、利用者のニーズを把握するとともに、提供体制を整えていきます。

図表5-30 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保策

区 分	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	-	23	26	27	26
	0歳児	-	11	12	12	11
	1歳児	-	6	7	8	8
	2歳児	-	6	7	7	7
確保方策	人日	-	23	26	27	26
	0歳児	-	11	12	12	11
	1歳児	-	6	7	8	8
	2歳児	-	6	7	7	7

第6章 計画の推進

1 庁内連携体制の構築

この計画を着実に円滑に推進、実施していくために、施策事業を所管する課及び保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校との連携を密にし、事業遂行に向けた情報の共有と効果的な役割分担に基づいた連携、推進体制を構築します。

また、広域的に取り組む必要のある事業等については、県及び圏域内の市町と連携して推進していきます。

2 地域ぐるみ体制の構築（地域社会全体で支える体制の構築）

地域社会全体で子育てを支え合う体制づくりを進めるため、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、医療機関、企業、児童福祉施設、教育機関、及び保護者の代表と子育て支援団体の代表者で構成する「菰野町子ども・子育て会議」において、子育てに関わる各機関の協働体制のもと、より実効性をもった各種施策の実施につなげます。

また、計画の進行管理を図るため、本会議が施策や事業の進捗状況を確認し、適宜計画の見直し修正を行います。

さらに、子育て家庭はもとより、地域住民、事業者に対して地域社会全体で子育てを支える重要性を呼びかけ、子育てへの協力を促していきます。

資料編

1 菰野町子ども・子育て会議

(1) 設置要綱

○菰野町子ども・子育て会議設置要綱

〔平成25年7月10日告示第43号〕

最終改正：令和4年3月25日告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、菰野町附属機関設置条例（平成29年条例第22号）第3条の規定に基づき、子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、菰野町子ども・子育て支援事業計画の策定その他町長が必要と認める事項について、調査及び審議し、その結果に基づいて町長に意見を述べるほか、町長の諮問に応じて答申する。

(事業)

第3条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 幼児期の学校教育、保育、地域子ども、子育て支援事業の量の見込みに関すること。
- (2) 幼児期の学校教育、保育、地域子ども、子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期に関すること。
- (3) 子育て支援事業の検証に関すること。
- (4) その他必要な子育て事項に関すること。

(組織)

第4条 会議は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子育て支援関係団体の者、行政機関の職員及びその他町長が必要と認める者を町長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会議を招集し、委員を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、子ども家庭課に置く。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日告示第7号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月25日告示第11号)

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 この告示施行の際、現に使用している用紙は、その用紙が存する限り、所要の修正を加え、なお従前のものを使用することができる。

附 則 (令和4年3月25日告示第21号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

職 名	氏 名	備 考
菰野町民生委員児童委員協議会会長	加 藤 基	委員長
菰野町民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会部会長	服 部 信 吾	
菰野町民生委員児童委員協議会 児童福祉部会部会長	北岡 フミ子	令和 6 年 11 月まで
	進 士 智 恵 美	令和 6 年 12 月から
菰野町区長会会長	諸 岡 清 隆	副委員長
小児科医代表（ばんの小児科院長）	坂 野 信 彦	
企業代表（株式会社希望荘 フロント営業部部長）	館 真 也	
菰野町母子父子寡婦福祉会会長	川 村 節 子	
子育てキーパーソン	加 藤 絵 梨	
菰野町 P T A 連絡協議会会長	小 島 政 義	
菰野町子ども会育成者連絡協議会会長	松 岡 裕 美	
菰野町学童クラブ代表 （学童クラブちくさ放課後児童支援員）	高 木 好 文	
菰野町小中学校校長会会長 （朝上小学校校長）	秦 弘 人	
社会福祉法人菰野町社会福祉協議会事務局長	中 島 寛	
私立こども園・保育園代表 （認定こども園聖マリアこども園園長）	小 山 麻 規 子	
公立こども園・保育園・幼稚園代表 （菰野幼稚園東保育園園長）	中 村 由 実	

2 策定経過

年月日	内 容
令和5年11月24日	令和5年度第1回子ども・子育て会議開催 ・アンケート調査に向けて検討・準備 ・アンケート調査内容等の最終協議
令和6年1月9日～ 1月31日	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
令和6年3月28日	令和5年度年度第2回子ども・子育て会議開催 ・アンケート調査結果報告
令和6年10月31日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議開催 ・第2期計画に基づく事業の進捗状況報告について ・第3期計画の策定に向けた基礎資料（素案）について
令和7年1月15日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議開催 ・第3期菰野町子ども・子育て支援事業計画（中間案）について ・量の見込みに対する確保方策について
令和7年1月24日～ 2月25日	パブリックコメントの実施
令和7年3月10日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議開催 ・パブリックコメントの実施結果について ・第3期菰野町子ども・子育て支援事業計画（最終案）について

第3期菰野町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

菰野町役場 子ども家庭課

三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

TEL : 059-391-1227 (直通) FAX : 059-394-3423